

だい かい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい  
第15回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

わたかいちょう じかん だい かい くにたちし しさくすいしんきょう  
【綿会長】 お時間になりましたので、ただいまから第15回の国立市しょうがいしゃ施策推進協

ぎかい かいさい おも  
議会を開催したいと思います。

それでは、みな あらた ほんじつ かいぎ ちよくせつかいぎ かた めい そばしまいいん こけっせき  
皆様、改めて、こんばんは。本日の会議は、直接会議の方が10名、側嶋委員が御欠席  
で、オンラインの参加が2名でございます。行定委員と、宇賀神委員はオンラインで御参加という形  
でございます。現在12名ですので、定足数は達しておりますので開始したいと思います。

それではまず最初に、いつものことですが、議事録の確認から入りたいと思いますので、次第  
2、第14回の会議の議事録確認を事務局のほうでお願いします。

じむきょく ぎじろくかくにん まえ てもと しりょう かくにん ねが ほんじつ ぎじしだい ふく  
【事務局】 議事録確認の前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日は、議事次第を含め

しゅるい しりょう くば おも ぎじしだい つづ しりょう だい かい  
5種類の資料をお配りさせていただいているかと思ひます。まず、議事次第、続いて資料1、第14回

くにたちし しさくすいしんきょうぎかいぎじろく しりょう だい じくにたちし けいかく そあん  
国立市しょうがいしゃ施策推進協議会議事録です。資料2、第3次国立市しょうがいしゃ計画(素案)

ねん がつ にちばん しりょう だい じくにたちし けいかく そあん だい いけん しつもんおよ  
【2024年1月25日版】、資料3、第3次国立市しょうがいしゃ計画(素案)に対する意見・質問及び

かいとういちらん ねん がつ にちばん しりょう しんぎ あん しゅるい みなさま  
回答一覧【2024年1月25日版】、資料4、審議スケジュール(案)の5種類になります。皆様、お

てもと ぶそく しりょうどう  
手元に不足な資料等はありませんでしょうか。ありがとうございます。

しりょう だい かい ぎじろく ころん いいん みなさま ていせい ひつよう かしょうどう  
では、資料1、第14回の議事録を御覧ください。委員の皆様から、訂正の必要な箇所等ございま  
したでしょうか。ありましたら、教えていただければと思ひます。

てらしまいいん じぶん はつげん ま なか うえ  
【寺島委員】 27ページの自分の発言のところなんですけれども、27ページの真ん中、上から7

ぎょうめ しょう しょう ひらがな い まちが  
行目、「障がいの障が平仮名になっていない」となっていますが、言い間違えたのかもしれないで

すけれども「しょう害」の「害」が平仮名になっていないということです。訂正をお願いします。

わたかいちょう ねが  
【綿会長】 お願いします。

じむきょく  
【事務局】 そのほか、ございますでしょうか。ありがとうございます。

じむきょく てん かくにん かしょ  
事務局のほうでも、2点ほど確認をさせていただきたい箇所がございます、25ページ、26ペー

うえ ぎょうめ わたかいちょう ごはつげん えいぎょう  
ジの上から8行目、綿会長の御発言のところなんですけれども、「トーク営業」というところについ

てなんです、こちらは……。

わたかいちょう ちょうかく かた  
【綿会長】 トークエイドというソフトが、聴覚しょうがいの方のソフトで、トークエイドです。

じむきょく しゅうせい  
【事務局】 ありがとうございます。トークエイドに修正させていただきます。

つづ わたかいちょう ごはつげん うえ ぎょうめ ちいきいこう しゅっしほたい  
続きまして、40ページ、こちらで綿会長の御発言で、上から6行目、「地域移行ですから、出資母体

のところがお金を出しています」という御発言ですが、出資母体というのは……。

わたかいちょう しゅっし えんごほたい つうじょう えんご い えんご しちようそん しゅっし  
【綿会長】 出資というか、援護母体。通常、援護と言いますから、援護の市町村のことで。出資

というのがちょっと。

じむきょく えんごしちようそん  
【事務局】 援護市町村で。

わたかいちょう ないよう えんごしちようそん おも  
【綿会長】 内容は援護市町村でいいと思います。

じむきょく かたち ていせい うえ あ  
【事務局】 ありがとうございます。では、そのような形で訂正した上でホームページのほうに上げ  
させていただきます。

ぎじろく し けいさい けいさいよう ぎじろく  
議事録につきましては市のホームページに掲載いたしますが、ホームページ掲載用の議事録から

いいんめい さくじょ ごきぼう いいん かた なまえ さくじょ うえ けいさい  
委員名を削除することを御希望される委員の方につきましては、お名前を削除した上で掲載させてい

ただきたいと思ひます。

また、毎回のお願いではございますが、議事録作成を行う都合上、御発言の際は必ず挙手いた

き、会長の指名の後に、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いたしたいと思ひますのでよ

ろしくお願ひいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。

次に、次第3の第3次国立市しょうがいしゃ計画、前回の振り返りに入りたいと思ひます。それで

は、事務局から説明をお願ひします。

【事務局】 前回の振り返りをさせていただき前に、今後の審議スケジュールにつきまして、改め

て予定を引き直してみましたので、資料4を御覧ください。

本日は、第15回、1月25日になりますので、第4回目の次期計画策定の審議ということになりま

す。2月、3月、あと2回の中で審議していただくものが、実はしょうがいしゃ計画以外にもござい

まして、例えば今回お出ししています項目の3まで仮確定させていただきますと、しょうがいしゃ福祉

計画、しょうがい児福祉計画で、しょうがいしゃのサービスのいわゆる見込み量の計画についても

今回策定年になっておりますので、その部分も推進協で御審議いたしたいというか、御確認いた

だきたいというものになります。

ですので、今回、3まで仮確定がうまくできれば、2月6日、次回に、しょうがい福祉計画、しょ

うがい児福祉を御確認いただいて、その後、引き続き今回の続きをやっていただきたいなと思ってお

ります。今回、任期が3月28日で切れる形になりますので、最終日、3月28日に17回の準備日を

お願いしておりますが、通常ですと中間答申をいただいて、パブリックコメントを募集した上で、

最終的にこのような案で確定しますというところで、もう1回やらなければいけないことになりま

す。そうしますと、どんなに頑張っても、3月28日までにすべて終わらせるというのが、今の現状だ

と現実的にちょっと難しい状況になっておりますので、我々事務局といたしましては、計画の策定

まで、あと何回かになりますけれども、委員の皆様には任期の延長をお願いさせていただいて、期間を

延長した上で審議を進めさせていただきたいなと思っております。

それは、また2月、3月で御説明させていただきたいと思っておりますけれども、進行状況に応じて、

3月での任期ではなくて、計画の答申が終わるまでというような形で、皆様、お忙しい中で審議い

ただいて大変申し訳ないんですけれども、任期の延長をお願いさせていただきたいと思っております

す。

スケジュールについては以上でございます。

【綿会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。今、遅れているんですけども、これは多分、

通常であれば年度内でパブリックコメントまで終わっているんですけども、恐らく3月で中間

答申ですから、そうなりますと、そこからパブリックコメントですよね。そうすると、パブリックコ

メントは通常1か月以上かかりますよね。

【事務局】 そうですね。1か月近くかかります。

【綿会長】 1か月ぐらいの間で、だから、恐らく5月中旬ぐらいに最終答申のイメージですか。

【事務局】 <sup>じむきょく</sup> <sup>さいたん</sup> 最短でそのぐらい。

【綿会長】 <sup>わたかいちょう</sup> そのぐらいですね。そういう意味では、パブリックコメントを終えて、パブリックコメントに対する行政から回答があるわけですね。その回答を経て、5月の中旬から6月ぐらいのところで、最終答申を最後ここで審議してという形で、そこで1回でできたら、その延長しましょうということ、皆さんでここで了解を得られればということですが、皆さんよろしいですか。

<sup>いぎ</sup>  
(異議なし)

【綿会長】 <sup>わたかいちょう</sup> では、そういう形で、第18回を新たに設けて、ここを最終答申という形で考えていければと思います。

<sup>にっぺい</sup> <sup>のち</sup>  
この日程は後ほどですか。

【事務局】 <sup>じむきょく</sup> <sup>にっぺい</sup> <sup>さいとちやうせい</sup> こちらの日程につきましては、再度調整をさせていただくような形で、メール等で日程調整をさせていただきます。

【綿会長】 <sup>わたかいちょう</sup> <sup>かたち</sup> <sup>にっぺい</sup> <sup>えんちやう</sup> <sup>かいめ</sup> <sup>もう</sup> ありがとうございます。では、そういう形で日程のほうの延長と、18回目を設けるという形でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、<sup>ひ</sup> <sup>かえ</sup> <sup>ねが</sup> <sup>おも</sup> 振り返りを願ひしたいと思います。

【事務局】 <sup>じむきょく</sup> <sup>ひ</sup> <sup>かえ</sup> <sup>おも</sup> <sup>ぜんかい</sup> <sup>がつ</sup> <sup>にち</sup> <sup>しんぎかい</sup> <sup>おお</sup> 振り返りさせていただければと思います。まず、前回、12月19日の審議会では、大きい項目2の③地域生活への移行支援のところ、12月の時点でいただいていた意見、今回お配りしている資料ですと、資料3の14ページ、意見4のところまで御説明させていただいております。意見5、6、7は、<sup>あたら</sup> <sup>ついか</sup> <sup>ごいけん</sup> <sup>あたら</sup> <sup>ごせつめい</sup> 新しく追加いただいた御意見になるんですけども、そちらはまた改めて御説明さ

せていただくとして、<sup>ぜんかい</sup> 前回、<sup>いく</sup> 幾つか<sup>じむきょく</sup> 事務局で<sup>あず</sup> お預かりしていたところがありましたので、2より  
も前に<sup>まえ</sup> 遡<sup>さかのぼ</sup> って、<sup>だいごうもく</sup> 大項目1の<sup>こいけん</sup> ところで<sup>われわれ</sup> 御意見を<sup>しゅうせいあん</sup> いただいていたものを、<sup>だ</sup> 我々の<sup>おも</sup> ほうで<sup>せつめい</sup> 修正案として出  
させていただきますので、<sup>おも</sup> そこから<sup>おも</sup> 説明を<sup>おも</sup> させていただければ<sup>おも</sup> と思います。

<sup>しりょう</sup> 資料2の<sup>いちばんした</sup> 6ページ、<sup>ぜんかい</sup> 一番下の<sup>ぎゃくだい</sup> ところです。<sup>そうだんまどぐち</sup> 前回、<sup>わ</sup> 虐待の<sup>むね</sup> 相談窓口を<sup>ないよう</sup> 分かりやすく<sup>もんごん</sup> する旨の内容の<sup>もんごん</sup> 文言  
<sup>ついき</sup> を追記して<sup>こいけん</sup> ほしいと<sup>ついかあん</sup> いった御意見を<sup>そうだんまどぐち</sup> いただきましたため、<sup>わ</sup> 追加案と<sup>わ</sup> いたしまして、「<sup>きさい</sup> 相談窓口を<sup>もんごん</sup> 分かり  
やすく<sup>い</sup> 記載した」という<sup>い</sup> 文言を<sup>い</sup> 入れさせていただきます。

<sup>つづ</sup> 続いて、<sup>ぎゃくだい</sup> 7ページの<sup>かん</sup> 虐待に関する<sup>そうだんけんすう</sup> 相談件数の<sup>ぶぶん</sup> 部分<sup>う</sup> なんですけれども、<sup>う</sup> こちらも<sup>う</sup> ミスリードを生むよ  
<sup>ひょうげん</sup> うな<sup>こいけん</sup> 表現ではない<sup>しゅうせいあん</sup> だろうかと<sup>い</sup> いった御意見を<sup>い</sup> いただいていたので、<sup>い</sup> 修正案と<sup>い</sup> いたしまして、<sup>い</sup> 以下の  
<sup>あん</sup> 2つを<sup>だ</sup> 案として<sup>かたち</sup> 出させて<sup>ちゅうしゃく</sup> いただいた<sup>たいおう</sup> という<sup>たいおう</sup> 形<sup>たいおう</sup> です。<sup>たいおう</sup> 注釈をつけて<sup>たいおう</sup> 対応<sup>たいおう</sup> させていただきましたので、  
<sup>い</sup> いかが<sup>い</sup> でしょうか<sup>い</sup> というところ<sup>い</sup> でございます。

<sup>と</sup> 取り<sup>だいごうもく</sup> あえず、<sup>なか</sup> 大項目1の<sup>しょ</sup> 中では<sup>しょ</sup> この2か<sup>かたち</sup> 所<sup>かたち</sup> なので、<sup>かたち</sup> まず<sup>かたち</sup> はこの2か<sup>かたち</sup> 所、<sup>かたち</sup> こう<sup>かたち</sup> いった<sup>かたち</sup> 形<sup>かたち</sup> で<sup>かたち</sup> いか<sup>かたち</sup> が<sup>かたち</sup> でき  
ようか。

<sup>じむきょく</sup> 【事務局】<sup>ほそく</sup> 補足<sup>しゅうせい</sup> させていただきます。7ページの<sup>とうしょ</sup> 修正の①<sup>わたし</sup> なんですけれども、<sup>わたし</sup> こちらが<sup>わたし</sup> 当初に<sup>わたし</sup> 私<sup>わたし</sup> ど  
<sup>しゅうせいあん</sup> ものから<sup>しゅうせいあん</sup> 修正案<sup>しゅうせいあん</sup> という<sup>しゅうせいあん</sup> こと<sup>しゅうせいあん</sup> で<sup>しゅうせいあん</sup> 出させて<sup>しゅうせいあん</sup> いただいた<sup>しゅうせいあん</sup> もの<sup>しゅうせいあん</sup> で<sup>しゅうせいあん</sup> ござい<sup>しゅうせいあん</sup> ます。<sup>しゅうせいあん</sup> その<sup>しゅうせいあん</sup> 後に、<sup>しゅうせいあん</sup> 御<sup>しゅうせいあん</sup> 意見<sup>しゅうせいあん</sup> と<sup>しゅうせいあん</sup> いたしまし  
<sup>たと</sup> て、<sup>ようごしゃ</sup> 例えば<sup>しえんしゃ</sup> 擁護者<sup>ぎゃくだい</sup> から、<sup>けんりしんがい</sup> 支援者<sup>かん</sup> からの<sup>ごそうだん</sup> 虐待<sup>ごそうだん</sup> という<sup>ごそうだん</sup> か、<sup>ごそうだん</sup> 権利<sup>ごそうだん</sup> 侵害<sup>ごそうだん</sup> に関する<sup>ごそうだん</sup> 御<sup>ごそうだん</sup> 相談<sup>ごそうだん</sup> という<sup>ごそうだん</sup> こと<sup>ごそうだん</sup> なんです<sup>ごそうだん</sup> け  
<sup>ぎゃくだいぼうしほうじょう</sup> れども、<sup>たいしょうしゃ</sup> いわゆる<sup>しやくしょ</sup> 虐待<sup>ぎゃくだい</sup> 防止<sup>ぎゃくだい</sup> 法<sup>ぎゃくだい</sup> 上<sup>ぎゃくだい</sup> で<sup>ぎゃくだい</sup> いう<sup>ぎゃくだい</sup> ところ<sup>ぎゃくだい</sup> の<sup>ぎゃくだい</sup> 対象<sup>ぎゃくだい</sup> 者<sup>ぎゃくだい</sup> が<sup>ぎゃくだい</sup> こ<sup>ぎゃくだい</sup> ちら<sup>ぎゃくだい</sup> にな<sup>ぎゃくだい</sup> り<sup>ぎゃくだい</sup> ます。<sup>ぎゃくだい</sup> た<sup>ぎゃくだい</sup> だ<sup>ぎゃくだい</sup> し、<sup>ぎゃくだい</sup> 市<sup>ぎゃくだい</sup> 役<sup>ぎゃくだい</sup> 所<sup>ぎゃくだい</sup> は<sup>ぎゃくだい</sup> 虐<sup>ぎゃくだい</sup> 待<sup>ぎゃくだい</sup>  
<sup>ぼうしほうじょう</sup> 防止<sup>ぼうしほうじょう</sup> 法<sup>ぼうしほうじょう</sup> 上<sup>ぼうしほうじょう</sup> で<sup>ぼうしほうじょう</sup> いう<sup>ぼうしほうじょう</sup> ところ<sup>ぼうしほうじょう</sup> の<sup>ぼうしほうじょう</sup> 相<sup>ぼうしほうじょう</sup> 談<sup>ぼうしほうじょう</sup> 以<sup>ぼうしほうじょう</sup> 外<sup>ぼうしほうじょう</sup> に<sup>ぼうしほうじょう</sup> も、<sup>ぼうしほうじょう</sup> 当<sup>ぼうしほうじょう</sup> 然<sup>ぼうしほうじょう</sup> 、<sup>ぼうしほうじょう</sup> 一<sup>ぼうしほうじょう</sup> 次<sup>ぼうしほうじょう</sup> 受<sup>ぼうしほうじょう</sup> 付<sup>ぼうしほうじょう</sup> と<sup>ぼうしほうじょう</sup> して<sup>ぼうしほうじょう</sup> は<sup>ぼうしほうじょう</sup> 必<sup>ぼうしほうじょう</sup> ず<sup>ぼうしほうじょう</sup> 受<sup>ぼうしほうじょう</sup> 付<sup>ぼうしほうじょう</sup> け<sup>ぼうしほうじょう</sup> ます<sup>ぼうしほうじょう</sup> の<sup>ぼうしほうじょう</sup> で、<sup>ぼうしほうじょう</sup> ま<sup>ぼうしほうじょう</sup> ず<sup>ぼうしほうじょう</sup> 何<sup>ぼうしほうじょう</sup> か<sup>ぼうしほうじょう</sup> 権<sup>ぼうしほうじょう</sup> 利<sup>ぼうしほうじょう</sup>  
<sup>しんがい</sup> 侵害<sup>しんがい</sup> と<sup>しんがい</sup> か、<sup>こま</sup> 困<sup>こま</sup> った<sup>こま</sup> な<sup>こま</sup> と<sup>こま</sup> か<sup>こま</sup> という<sup>こま</sup> も<sup>こま</sup> の<sup>こま</sup> が<sup>こま</sup> あ<sup>こま</sup> れ<sup>こま</sup> ば<sup>こま</sup> 当<sup>こま</sup> 然<sup>こま</sup> 受<sup>こま</sup> 付<sup>こま</sup> け<sup>こま</sup> ます<sup>こま</sup> の<sup>こま</sup> で、<sup>こま</sup> そ<sup>こま</sup> れ<sup>こま</sup> だ<sup>こま</sup> け<sup>こま</sup> じ<sup>こま</sup> ゃ<sup>こま</sup> な<sup>こま</sup> い<sup>こま</sup> で<sup>こま</sup> しょ<sup>こま</sup> う<sup>こま</sup> と<sup>こま</sup> い

う意味の御意見もございましたので、②の案も追加させていただきました。事務局としましては、もろもろの意見を踏まえますと②でまとめさせていただければと考えております。

【綿会長】 修正案につきましてはいかがでしょうか。多分そんなに問題はないところだと思えますので、これでいければと思います。では、事務局、続けていただければと思います。

【事務局】 それでは、大項目の2、住み慣れた地域生活継続のための支援のところの振り返りになります。①の課題の部分です。「相談支援体制の充実」ということで「体制」という文言が入っておりますので、実態調査の設問を的確に表現させていただいて、体制を取って、「相談支援の充実」という形に変えさせていただいております。

続いて、11ページの②、しょうがいのある人の自己決定の尊重及びといった部分ですけれども、前回、意思決定支援の部分について御審議いただいたものを事務局のほうで改めて整理させていただいて、こういった形で修正案として出させていただいたんですけれども、我々が、この意思決定支援の部分について、こういった観点でこの文言にしたのかという参考として、今スクリーンに映し出しております厚生労働省が出している意思決定についての資料になるんですけれども、支援付き意思決定というところで、前回我々のほうで文言を入れさせていただいたんですけれども、支援付き意思決定支援と代行決定の違いは何なのかというところで、この表を見させていただきますと、いわゆる意思決定支援というものの大きい枠組みの中に、本人が主体であるという表現である支援付き意思決定（の支援）とありますけれども、こちらは本人が主体である意思決定です。

それと対になるという表現が正しいか分かりませんが、代理・代行決定という表現がその下に

ざいまして、こちらは第三者が意思決定主体として決めていく代行決定行為というところで、代理・

代行決定というものがあります。大きい枠組みで見たときの意思決定支援の中に、支援付き意思決定と

いうものと、代理・代行決定というものがあるというところで、我々はまずこれをベースに考えた

きに、素案の11ページですけれども、課題の上から5行目と6行目のところに、支援付き意思決定と

いう言葉で修正を出させていただいているんですけれども、場面を整理して、我々としては文言を当

てはめさせていただいたという形にしております。

上から6行目までについては、いわゆる成年後見制度を利用されるよりも前の段階で、要は日常

生活についての本人の意思決定のための支援という観点から、支援付き意思決定が提供されることが

重要であるという形で、上から5行目は文言修正させていただいた上で、今後、支援付き意思決定

の質の向上を図る必要がありますという形で整理させていただきました。一方で、その次の「成年

後見制度は」で始まる文章から先については、フェーズとしては、成年後見制度を利用する局面に

おいての場面といった観点から書かせていただきました。ここを意思決定支援とはせず、ある意味、

意思決定の支援という大きい枠組みでここは書かせていただいている形になります。なので、場面ご

とに分けたという考え方で当てはめさせていただいた形です。

代理・代行決定のところについても、上から9行目、文言については、ここは画面出ているとおり

で、代理・代行決定は第三者が意思決定主体であるということになぞらえまして、代行決定ではな

く、代理・代行決定と。代理に基づいて決定した行為。我々として考えましたのは、つまり代理行為

というのは、法律上の売買行為とか、家を売ったりとか、土地を売却したりとか、そういった御本人

か ころげんにん だいいこうい かんが だいいこうい もと  
ができない代わりに後見人がやったりするそれそのものを代理行為と 考えまして、その代理行為に基

けってい こうい だいいこうけってい かんが だいいこうい えんちようせんじょう だいいこうけってい  
づいて決定した行為を代行決定と 考えたとすると、代理行為の延長線上に代行決定があるという

かんが かつ かんが だいいこうけってい だいい だいいこうけってい もんごん  
考え方なのかなと 考えまして、そうするとここはやはり代行決定はなく、代理・代行決定と文言を

あ てきせつ われわれ かんが  
当てはめるのが適切ではないかと我々としては 考えました。

しえんつ いしけってい じゅうじつ かつち かつ  
あと、②のタイトルのところも、支援付き意思決定の充実という形 で書かせていただきました。

ぜんかい ごいけん なか しえんつ いしけってい もんごん ようご  
前回の御意見をいただきました中にもあったんですけれども、支援付き意思決定の文言について、用語

かいせつ い ようご かいせつ しかく みずか  
解説を入れております。12ページの用語の解説というところで、四角でくくってあるところです。自

いし けってい こんなん かつ くにじょうせいかつ しゃかいせいかつ かん みずか いし  
ら意思を決定することに困難を抱えるしょうがいしゃが、日常生活や社会生活に関して自らの意思

はんえい せいかつ おく かのう かつ ほんにん みずか いしけってい しえん う  
が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援を受け

しえんつ いしけってい ようご かいせつ われわれ かんが  
ることを、支援付き意思決定の用語の解説としたらどうかと我々としては 考えました。

しえん う しえん ごほんにんがわ た ひょうげん しえん う  
ですから、支援を受けることというのは、支援なので、御本人側に立った表現で支援を受けること

かつち ことば せつめい い しえんつ いしけってい  
という形で言葉の説明を入れさせていただいております。なので、まずは支援付き意思決定だったり、

いしけってい しえん われわれじむきょく かんが かつち  
意思決定の支援だったりという、我々事務局で考えさせていただいた形 でいかがでしょうか。

わたかいちょう ぶぶん いま ごせつめい ごいけん  
【綿会長】 ありがとうございます。まず、11ページの部分について、今の御説明で御意見があ  
りましたら。

てらしまいいん べつ ほんたい こうろうしやう しりやう もと  
【寺島委員】 別に反対するものでもないんですけれども、厚労省の資料に基づくのであれば、

こうろうしやう ようご あ おも しえんつ  
厚労省の用語に合わせておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。わざわざ支援付きと

おな  
したんですよね。それはいいんですか、同じなんですか。

【事務局】 支援付き意思決定という、あそこにかかれている(の支援) というところが、本来であれば文脈的には正確な表現なのかもしれませんが、そこを使わせていただいたという形になります。

【寺島委員】 合わせておけばいいんじゃないかと。そうすると責任逃れというか、こちらは責任を取らなくてもいいので、代理・代行決定も、中黒が入っていただきますよね。それは何か意味があるんですか。

【事務局】 特に中黒の意味合いというのはないので、国の表現に合わせて代理代行決定というふうに入れても、問題はないかなと思っています。

【寺島委員】 その上位概念で意思決定支援というのがあるわけなんですね。それは、同じですか。

【事務局】 そこそ我々のほうで考えたんですけども、意思決定支援という言葉をあえてここは使っていないんですね。使わずに、意思決定の支援というような、本当に広義の意味での意思決定支援じゃないですけども、広い意味で意思決定の支援と捉えたので書かせていただいております。意識決定

支援という言葉を使うのであれば、どうしてもしょうがい福祉サービスの利用に当たっては、意思決定

支援ガイドラインというものがあるかと思うんです。そのガイドラインを横引きするじゃないですけ

れども、ほうふつとさせるというか、あくまで我々としてはやはり御本人の立場に立った意思決定の

支援なんだというところを出したかったので、支援付き意思決定を書かせていただいた上で、意思決定

支援という言葉はあえて使わずに、広義の意味での意思決定の支援というような形で、落とすところ

としてはいかがかなと思って御提案をさせていただきました。

【寺島委員】 「の」を入れたということですね。

【事務局】 そうですね。

【寺島委員】 一般的な概念だというイメージをつくるために、いいんじゃないかと思えますけれども、いわゆるとなっているから別にオーソライズされていない言葉で意思決定支援というのを使われていると思いますので、僕はいいと思いますが、取りあえずこの独自性を出したということですよ。わかりました。

【綿会長】 難しいなと思うのは、この後見制度の記載も含めて、大丈夫かなと思っているところがちょっとあるんですけども、何か意見はありますか。

【大枝委員】 質問なんですけれども、ここで言っている支援付き意思決定は、例えば具体的にどういことでしょうか。例えば修正案のところに、支援付き意思決定の質向上を図る必要がありますとあって、支援付き意思決定の質向上を図るといのは、例えば具体的にどういうことを指しているのか、イメージしやすいように教えていただけるとありがたいです。

【事務局】 そこは我々も、文脈的に、たしかに意思決定の質の向上だとイメージがなかなか湧きづらいのかなというふうに思うんですけども、国のほうの表現にもあったんですけども、これは意思決定なんですけれども、支援付き意思決定の支援というところで、支援なんです。なので、支援を質の向上を図るといような意味合いのかなと文脈的には我々考えているところではあるんです。支援付き意思決定、御本人が自ら意思を決定するということに重きを置いているわけなんですけれども、日常生活をされていく中で、何か決定をしていかなければいけない、したい、するとい

ばめん うえ こと しょう こと しょう こと しょう こと しょう こと しょう  
う場面があったとして、そこを支援者が支援を、意思を尊重した上で御本人の希望するであろう事柄、

した しょうせいあん だいり だいこうけつてい した ほんにん いし せんこう い  
これは下の修正案、代理・代行決定のちょうど下に、本人の意思や選好が生かされていないということ

しょうせいあん で けつきよく ほんにん きぼう こと しょう こと しょう  
この修正案でも出させてもらっているんですけども、結局、本人が希望するであろう事柄、自分

じしん じ こせんたく じぶん せんたく と い きぼう  
自身でも自己選択というか、自分で選択しに行く、取りに行くという、そういった希望することを

ごじしん じぶん せんたく しえん しつ こうじょう はか ひつよう ぶんみやく  
御自身が自分で選択できるように支援していくことの質の向上を図る必要があるという文脈なのか

おも  
なと思っております。

しえんつ いしけつてい しつ こうじょう しえんつ いしけつていしえん しつ こうじょう  
ただ、そうすると、支援付き意思決定の質の向上というよりも、支援付き意思決定支援の質の向上

もんごん すこ わ かんが  
というふうに文言をしたほうが、イメージとしては少し分かりやすいのかなとも考えておりますが、

いかがでしょうか。

じむきょく ほそく しえん じゅうじつ かん じっさい さいご こうろうしょう  
【事務局】 補足させていただきますと、支援の充実に関しては、実際には、最後にあります厚労省

だ いしけつてい こま か なか はなし  
の出している意思決定ガイドラインにもかなり細かく書いてあります。その中で、よくある話なんで

しえんしゃがわ いけん ひ ぼ しえんしゃがわ み こうりてき  
すけれども、どうしても支援者側の意見に引っ張られてしまうとか、支援者側から見て、これは合理的

かれ さいぜん りえき いっしょうけんめいかんが ほんにん けつてい  
だとか、彼のためになる、最善の利益を一生懸命考えてはくれるんですけども、ただ、本人の決定

しえんしゃ み こうりてき ばあい どうぜん え  
が、支援者から見て合理的じゃない場合というのは当然あり得るんですね。

たと しんたい せいめい かか と  
例えば身体とか生命に関わることだったらもちろんそれは止めてあげなければいけないでしょう

たと きょくたん れい い てきせつ こうむいん  
けれども、例えば極端な例で言いますと、あまり適切じゃないかもしれないけれども、公務員になり

ひと わたし はいゆう かくりつてき い こうむいん しゅうにゅう  
たいという人と、私はビッグな俳優になりたいというときに、確率的に言うと、公務員のほうが収 入

あんてい こうりてき ひと い い  
も安定していますというのがあって、合理的な人だとそっちへ行け、そっちへ行けとなるかもしれない

いんですけれども、本人は公務員なんか絶対になりたくない。周りの人は、みんな公務員になれと

言うんですけれども、本人はどう考えてもビックな俳優になりたいというときに、どうしても支援者

のほうが強くなってしまう。

その部分、本人の選好などが生かされずに、公務員ね、じゃ、公務員決定みたいになってしまう

のも、選好が生かされていないというところなので、そういうところは支援者がしっかり本人の選好で

すとか、本人の希望だとかを見ながら決定を支援していってくださいねというのを充実させていく。

周りの人たちの合理的な部分だけで決定しないようにしてくださいねというところが、我々が考える

ところの充実だとは考えています。それはガイドラインにも書かれていることなので、基本的には、

方向性としては一緒かなと思っています。

【綿会長】 余計分らないですね、正直言って。意思決定支援は、もともと意思決定支援ガイド

ラインに沿って、意思決定支援会議が行われるのは、御本人の意思を尊重するため、御本人が、そ

の意思決定支援会議は支援付き意思決定のことなんですよ。あるいは御本人が入っていなければ、

絶対意思決定支援会議が行われないわけであって、その運用上で、そういうことがあるから駄目で

すよというので言葉を変えるのはおかしいんじゃないかと僕は思っているんですけれども。だから、

運用上で、確かにその会議で支援員の人の声が大きいからそれはいけませんよと、これは分かるんで

す。そこは御本人の意思をちゃんと、意思決定支援会議は御本人の意思が一番になるわけであって、

つまりどういうことかという、これがあるときに、もしセルフネグレクトが入ったときに、じゃ、

放っておいていいんですねという話になってくるんじゃないんですか。

たとえばその人がすべてのサービスを拒否されて、よくあるケースで、不衛生の中に生活をしていて、そこに御本人の意思だからというのは、これはどうなんですかとか、セルフネグレクトってよくありますよね。そこはどうなんですか。

【事務局】 先ほど会長がおっしゃられたところ、私も先ほど御説明を差し上げたとおり、御本人の生命、身体ですとか、そういったところが脅かされるような支援だと、そこはやはり支援としては適切ではないのかなと考えます。ですので、そういったところは、本人の言ったことをそのまま言うというのも、それだとただの意思決定で、支援がないのでそれじゃないです。正直言うと、ガイドラインとは何が違うんですかという、内容としては変わらない。意思決定支援の会議を開く開かないというのはもちろんガイドラインで示されているので、福祉サービスの利用に関して言えば、もちろんガイドラインに基づいてやっていくのが必要かと思えますけれども、ガイドラインに示されていないような、ガイドラインの書き方も若干微妙で、福祉サービス利用等に関するといつて、「等」のところは実は何も書いていない割には、日常生活だったりはもちろん書いてあったり、まるで拡大解釈しているみたいな感じが見えるところがあるんですけれども、その部分を踏まえない残りの部分は、しっかりと日常生活に関しては支援をしてもらいたいというところを考えて、一般的な支援付き意思決定の支援、括弧すれば、「(の支援)」なんですけれども、それと成年後見制度と、いわゆる福祉へのサービス等のガイドラインにおける意思決定支援というようなところで、ちょっと分けさせていただいております。

【三井委員】 私たちが関わりを持ったしょうがいを持った人の話をします。皆さん御存じのビデ

オというのがありますね。3文字で言える。私<sup>わたし</sup>たちはビデオ<sup>い</sup>と言えたんですが、その方<sup>かた</sup>はテレビのテ  
ープの機械<sup>きかい</sup>と言ったんですね。言語<sup>げんご</sup>しようがい<sup>い</sup>があって、うち<sup>かない</sup>の家内<sup>おな</sup>だって同じように文字盤<sup>もじばん</sup>を指し  
てそのもの<sup>い</sup>を言うんですけども、そのこと<sup>じたい</sup>自体<sup>なが</sup>がすごく長い言葉<sup>ことば</sup>ですけども、その人<sup>ひと</sup>にとっては  
それがビデオ<sup>わたし</sup>、私<sup>おも</sup>たちが思うビデオ<sup>かたち</sup>という形<sup>かんが</sup>になると考え<sup>まえ</sup>ました。それから、前<sup>れい</sup>の例<sup>もうろう</sup>で、これは盲聾  
のしようがい<sup>かた</sup>いしゃの方<sup>し</sup>でしたけれども、市<sup>はい</sup>からヘルパー<sup>し</sup>さんが入<sup>いえ</sup>って、市のヘルパー<sup>いえ</sup>さんはその家の  
中<sup>なか</sup>のいろいろな調度家具<sup>ちょうどかぐ</sup>を自分<sup>じぶん</sup>の見解<sup>けんかい</sup>で直<sup>なお</sup>したんですね。当事者<sup>とうじしゃ</sup>のことをしない<sup>なお</sup>で直したんです。だ  
から、盲聾<sup>もうろう</sup>の方は、ここ<sup>かた</sup>に物<sup>もの</sup>があったはずなのに、どうしてない<sup>けっきょく</sup>んだろうとといったときに、結局<sup>し</sup>それ  
で市のヘルパー<sup>し</sup>さんとトラブル<sup>し</sup>になりました。

どこに重点<sup>じゅうてん</sup>に置くのか<sup>お</sup>ということなんです。本人<sup>ほんにん</sup>の意思<sup>いし</sup>みたいなものに重点<sup>じゅうてん</sup>に置くのか<sup>お</sup>という  
ところで、このこと<sup>わたかいちょう</sup>が綿会<sup>い</sup>長<sup>な</sup>がちょっとそぐわない<sup>はい</sup>んじゃないかと言うんですけども、あの中<sup>なか</sup>に入っ  
ている本人<sup>ほんにん</sup>のというところ<sup>じゅうようし</sup>を重要<sup>いみ</sup>視<sup>ことば</sup>する意味<sup>わたし</sup>で、この言葉<sup>おも</sup>で私<sup>お</sup>たちはいいんだと思うんです。すごく  
一般<sup>いっぱんてき</sup>的なという<sup>ひと</sup>んじゃないかと、その人<sup>ひと</sup>にとってそれが<sup>ことば</sup>どういう言葉<sup>せいかつ</sup>になるのか、生活<sup>くあい</sup>のし具<sup>せい</sup>合<sup>かい</sup>もそう  
ですけども、生活<sup>せいかつ</sup>のし具<sup>くあい</sup>合<sup>かい</sup>なんかでも、その人<sup>ひと</sup>が<sup>かたち</sup>どういう形<sup>かたち</sup>でやるかの<sup>しえんしゃ</sup>をフォロー<sup>しえんしゃ</sup>するのが支援者  
で、そう<sup>しえんしゃ</sup>じゃなくて支援者<sup>かって</sup>が勝手に<sup>ねんまえ</sup>やっちゃったら、これはもう10年前<sup>くにたちしやくしょ</sup>の国立市役所<sup>ねんまえ</sup>のヘルパー  
さん<sup>はなし</sup>の話<sup>とうじしゃ</sup>でしたけれども、当事者<sup>いけん</sup>の意見<sup>かたち</sup>を<sup>い</sup>どういうふうな形<sup>かたち</sup>でそこに<sup>い</sup>入れるかという、そのことを  
今<sup>いま</sup>、話<sup>はなし</sup>を聞いて<sup>き</sup>思い出<sup>おも</sup>したんです。その方<sup>かた</sup>は耳<sup>かた</sup>も聞<sup>き</sup>こえない、目<sup>め</sup>も見<sup>み</sup>えないわけで、それを自分の  
家<sup>いえ</sup>の中<sup>なか</sup>で、自分<sup>じぶん</sup>がここに<sup>お</sup>置いて<sup>かた</sup>あったはずなのに、きれい<sup>ちが</sup>に片づける<sup>いち</sup>んだと<sup>し</sup>違って<sup>し</sup>位置<sup>し</sup>にされて  
トラブル<sup>へん</sup>になる。やっぱりその辺<sup>へん</sup>のところ<sup>ことば</sup>をこの言葉<sup>ほんにん</sup>に、本人<sup>じゅうようし</sup>ということ<sup>いみ</sup>を重要<sup>わたし</sup>視<sup>わたし</sup>した意味<sup>わたし</sup>で、私<sup>わたし</sup>

ちはこの言葉はすごく妥当だというふうに思っています。

【本多委員】単純にこれを読んで、今、私は説明していただいたので、意思決定の支援と、意思

決定支援を使い分けたということが分かるんですけども、その説明をされていないでこれを読ん

でいると、そこに違いがあるということに、多分、一般の人は気づかない感じじゃないかなというふ

うに思うので、多くの人が理解できるようにもうちょっと、何であえてここが分けてあるのかとかが

分かりにくいので、より多くの方が分かるようにしたほうがいいかなと思ったりしました。

私も、いい事例かどうか分からないんですけども、意思決定支援の前に、意思形成支援というの

があって、いきなり意思決定できないので、そのための準備のお手伝いみたいなのも私たちはやって

いると思います。例えば、今日おやつを買うからコンビニで好きなのを1個買っていいよと言ったと

きに、たくさんあり過ぎてどれを選んでいいか分からない方がいるので、たくさんあり過ぎて目移り

しちゃうので、日頃その方がお好みのものをいくつかピックアップして、この中から選ぼうかとか、こ

の棚から選ぼうかというような形で、ちょっと枠を狭めて情報を提供すると分かるというような方

もいるので、そこがやっぱり私たちがやる支援だなと思っているんです。100個の中から選べない

けれども3個の中からは1個選べるみたいな。だから、それはもう本当に個別で、特性によって違う

んですけども、そういうことを、今日、ジュースはどれを買う？みたいな、細かい日頃のちょっと

したことの決定を積み重ねて、じゃ、滝乃川から出てグループホームに住むか、アパートに住むか、

自宅に帰るかみたいな、大きな選択ができるようになっていくんだと思うんです。

それにしても、滝乃川の人に、地域に出たいですかと言ったら、出たいという人があまりいなくて、

なぜかという、<sup>ちいき</sup>地域で<sup>く</sup>暮らした<sup>けいけん</sup>経験がやっぱりなかったり、<sup>なにじゅうねん</sup>何十年も<sup>まえ</sup>前だったりするから、イメージができなくて、<sup>れんしゅう</sup>練習してみる、<sup>たいけん</sup>体験してみるという、<sup>じぶん</sup>自分でやってみて、どっちにしようかなというふうにやっと<sup>どひょう</sup>土俵に<sup>の</sup>乗れるという<sup>かた</sup>方もいらっしゃるので、<sup>いしけいせいしえん</sup>意思形成支援の<sup>だんかい</sup>段階があって<sup>いしけいてい</sup>意思決定があるんだというふう<sup>おも</sup>に思っているんですけども、<sup>ことば</sup>これだと<sup>ちが</sup>ちやな言葉の違いが、これをぱつと<sup>よ</sup>読んだ<sup>ひと</sup>人には<sup>わ</sup>ちょっと<sup>いんしやう</sup>分かりにくいかなという<sup>いんしやう</sup>印象がありました。

【三井委員】 <sup>みついいいん</sup>今のお話を聞いては<sup>いま</sup>は<sup>はなし</sup>はっきりよく<sup>き</sup>分かるんですが、<sup>わ</sup>その<sup>いしけいせいしえん</sup>意思形成支援のところも、<sup>しえんつ</sup>支援付き<sup>いしけいてい</sup>意思決定の中に入っていくという<sup>なか</sup>部分だと<sup>はい</sup>絶対に<sup>おも</sup>思っていて、<sup>いしけいていしえん</sup>意思決定支援というの<sup>わり</sup>は割と<sup>はば</sup>幅が<sup>ひろ</sup>広くて、<sup>いま</sup>今、<sup>ほんだ</sup>本多さんが<sup>せんたく</sup>おっしゃっていたようなことを<sup>やら</sup>やらなくても、<sup>せんたく</sup>選択させるということも<sup>いしけいていしえん</sup>意思決定支援には<sup>な</sup>なまってしまっている<sup>ぶぶん</sup>部分<sup>いま</sup>が、<sup>じれい</sup>今までの<sup>けっごう</sup>事例では<sup>おも</sup>結構あったと思うんですよ。<sup>せいねん</sup>成年<sup>こうけん</sup>後見人の<sup>いしけいていしえん</sup>ほうの<sup>き</sup>意思決定支援も、<sup>いちおう</sup>聞いて、<sup>いしけいていしえん</sup>一応聞<sup>ぶぶん</sup>くけれども<sup>いしけいていしえん</sup>というような<sup>いしけいていしえん</sup>部分の<sup>いしけいていしえん</sup>意思決定支援もあつたので、<sup>わ</sup>やっぱり<sup>ひと</sup>そうではなくて、<sup>せんたく</sup>分からない<sup>ひと</sup>人に<sup>せんたく</sup>選択を<sup>すぐ</sup>すぐさせるのではなくて、<sup>かたち</sup>いろんな<sup>し</sup>形で知<sup>つ</sup>っていた<sup>せんたく</sup>から<sup>せんたく</sup>選択を<sup>してもら</sup>ってもらうという<sup>こと</sup>ことは<sup>たいせつ</sup>すごく<sup>おも</sup>大切だ<sup>と思</sup>って、<sup>ふ</sup>それを<sup>ふ</sup>踏<sup>ま</sup>えた<sup>こと</sup>ことを<sup>しえんつ</sup>支援付き<sup>いしけいてい</sup>意思決定として<sup>い</sup>いった<sup>ほう</sup>ほうが、<sup>いま</sup>今までの<sup>いしけいていしえん</sup>意思決定支援という<sup>こと</sup>ことを<sup>たしょうくつがえ</sup>多少<sup>ふ</sup>覆<sup>せ</sup>る<sup>とい</sup>う<sup>か</sup>か、<sup>わたし</sup>やっぱり<sup>わたし</sup>私<sup>たち</sup>としては<sup>そこ</sup>そこが<sup>ぎやく</sup>逆<sup>に</sup>に<sup>わ</sup>分かり<sup>にく</sup>にく<sup>か</sup>かったので、<sup>あた</sup>新しく<sup>つ</sup>つくる<sup>もの</sup>もの<sup>かん</sup>に関して<sup>は</sup>は、<sup>しえんつ</sup>支援付<sup>き</sup>き<sup>いしけいてい</sup>意思決定<sup>とい</sup>う<sup>の</sup>のは、<sup>とう</sup>やっぱり<sup>とう</sup>その<sup>とう</sup>当<sup>じん</sup>人が<sup>どう</sup>どう<sup>いう</sup>いう<sup>せんたく</sup>選択<sup>を</sup>して<sup>とい</sup>う<sup>こと</sup>ことを<sup>し</sup>し<sup>っかり</sup>と<sup>まわ</sup>まわり<sup>が</sup>が<sup>サ</sup>サポ<sup>ー</sup>ート<sup>し</sup>しながら<sup>い</sup>意思<sup>を</sup>選<sup>ん</sup>で<sup>もら</sup>もらう<sup>とい</sup>う<sup>と</sup>と<sup>ころ</sup>こ<sup>ろ</sup>ま<sup>で</sup>で<sup>ふ</sup>ふ<sup>く</sup>め<sup>た</sup>た<sup>もの</sup>もの<sup>に</sup>に<sup>し</sup>してい<sup>ける</sup>ける<sup>よ</sup>よ<sup>う</sup>うな<sup>か</sup>か<sup>た</sup>た<sup>ち</sup>形<sup>が</sup>が<sup>でき</sup>でき<sup>れば</sup>れば<sup>い</sup>い<sup>な</sup>な<sup>とい</sup>う<sup>と</sup>と<sup>ころ</sup>こ<sup>ろ</sup>、<sup>せいねんこうけんせいど</sup>そして<sup>せいねん</sup>成年<sup>こう</sup>後見<sup>せいど</sup>制度<sup>は</sup>は、<sup>つか</sup>いざ<sup>とい</sup>とい<sup>った</sup>た<sup>と</sup>と<sup>き</sup>きに<sup>つか</sup>使<sup>え</sup>え<sup>る</sup>る<sup>よ</sup>よ<sup>う</sup>うな<sup>い</sup>い<sup>が</sup>が<sup>い</sup>以外<sup>の</sup>の<sup>こと</sup>ことは<sup>しえんつ</sup>支援<sup>付</sup>付き<sup>いしけいてい</sup>意思<sup>決</sup>決定<sup>で</sup>で<sup>フォ</sup>ォ<sup>ロ</sup>ー<sup>で</sup>で<sup>きる</sup>きる<sup>よ</sup>よ<sup>う</sup>うな<sup>かん</sup>かん<sup>じ</sup>じ<sup>の</sup>の<sup>もの</sup>もの<sup>とい</sup>う<sup>の</sup>のが<sup>かいご</sup>介<sup>護</sup>者<sup>なん</sup>んか<sup>の</sup>の<sup>ま</sup>ま<sup>に</sup>に<sup>でき</sup>でき<sup>て</sup>て<sup>く</sup>く<sup>ると</sup>ると

いいし、それを勉強していけるような形になるといいなと思うので、やっぱり言葉を分けて掲載し

ていくということを、私はこの場面においては必要なことかなというふうに思います。

【寺島委員】 この文章が、概念的に整理しようという意図があって書かれているために、どうし

ても用語をきちんと使わないと駄目だという話になって、それならもう厚労省の資料に準拠して書

けばいいんじゃないかなと思っていて、それで私はこれでいいんじゃないかと思っていたんですけれ

ども、皆さんの御意見では、分かりにくいということでしょうから、そうすると、もうそういう概念的

な整理はやめて、具体的な今の言われたような話をここに書いたらどうなんですか。概念的に整理し

ようと思うから、例えばこの用語はこれでいいのかとか、どういう意味なんだとか、クレーマーみた

いな人がいるとどうしてもそこに来てしまいますので、そうすると会長がそれに答えなければならな

いとかそういうことになってしまうので、それよりは、むしろ現場といいますか、皆さん、委員さん

の御意見をここに反映させて、もうちょっと分かりやすい内容にしたらどうかなと思います。

【綿会長】 多分、今とても大事な意見だと思うんです。概念と実体を混在しているから、多分、概念

は意思決定支援の中にすべて含まれているわけで、そうすると、さっき三井委員が言われた、例えば

ヘルパーさんが勝手に物を動かしましたなんていうのは、そもそもが意思決定支援から外れているん

です。意思決定支援の中にあることから外れたヘルパーさんなんです。

だから、細かいことを1個1個、本当に例えばここに書いてある後見人さんが勝手に決めちゃいま

すよというのだって、本来はその後見人さんが意思決定支援をやっていないんですよ。だから、そこ

の整理をしないといけないんだろうなと僕は思っています。というのは、寺島副会長も言われたよう

に、<sup>がいねんせいり</sup>概念整理を<sup>あら</sup>新たにつくれば、<sup>とうぜん</sup>当然それに<sup>ちが</sup>違うということが、<sup>ほく</sup>だから、<sup>い</sup>僕は<sup>い</sup>意思決定支援<sup>いしえん</sup>だけれど

も、<sup>ほんとう</sup>本当は<sup>ぜんぶん</sup>前文の<sup>ほう</sup>ほうから<sup>き</sup>来ている<sup>がいねん</sup>概念だから、<sup>ごほんにん</sup>それでそれをちゃんとやりましょうよと。御本人た

ちの<sup>い</sup>意思を<sup>ゆうせん</sup>優先して<sup>だいいちぎてき</sup>第一義的に<sup>か</sup>ちゃんと<sup>たいせつ</sup>しましょうよということを書くことが大切で、それをうまく

<sup>うんよう</sup>運用できていない<sup>はなし</sup>話 ですよ、<sup>せいいり</sup>きっと。だから、<sup>しかた</sup>その<sup>あらた</sup>整理の<sup>せり</sup>仕方を<sup>あらた</sup>改めてすべきというふうに

<sup>おも</sup>思います。

おっしゃるとおり、<sup>いま</sup>今、<sup>がいねん</sup>概念と<sup>じったい</sup>実態とが<sup>ま</sup>混ざって<sup>はなし</sup>話が出て<sup>で</sup>いるから、<sup>じむきょく</sup>ちょっと事務局のほうでは、

<sup>てん</sup>その<sup>いけん</sup>点は<sup>いまあ</sup>どうですか。いろいろな<sup>おち</sup>意見が<sup>あ</sup>今上<sup>あ</sup>がっていて、<sup>おち</sup>どういうふうに整理したらいいのか<sup>おち</sup>と思う

んですけども。

【事務局】 <sup>じむきょく</sup>いろいろと<sup>ごいけん</sup>御意見<sup>たし</sup>ありがとうございます。確かに<sup>たと</sup>おっしゃられると<sup>た</sup>おりで、<sup>た</sup>例えばです

けれども、<sup>てらしまふくかいちょう</sup>寺島副会長が<sup>みついいいん</sup>おっしゃられたように、<sup>ぐたいれい</sup>三井委員から<sup>すこ</sup>おっしゃっていただいた<sup>すこ</sup>具体例を<sup>すこ</sup>少し

<sup>ぜんめん</sup>前面に<sup>い</sup>入れて<sup>い</sup>いくか、<sup>いちばんさいご</sup>もしくは一番最後の<sup>だん</sup>段、<sup>ふくし</sup>12ページの<sup>じっさい</sup>しょうがい福祉サービス、<sup>とう</sup>実際には<sup>とう</sup>等な

んですけども、<sup>ふくし</sup>福祉サービス等<sup>とう</sup>について<sup>しめ</sup>ガイドラインが<sup>さき</sup>示されて<sup>さき</sup>いて、<sup>さき</sup>ガイドラインは<sup>さき</sup>先ほどの

<sup>いしけつていしえんてき</sup>意思決定支援的<sup>か</sup>なところ<sup>うえ</sup>もしっかり<sup>い</sup>書いて<sup>い</sup>あった<sup>しえん</sup>上での<sup>しかた</sup>意思決定<sup>もうらてき</sup>というところの<sup>しえん</sup>支援の<sup>しかた</sup>仕方が<sup>もうらてき</sup>網羅的

<sup>か</sup>に<sup>か</sup>書かれて<sup>か</sup>いるもので<sup>か</sup>ございますので、<sup>ほんにん</sup>これを<sup>さいぜん</sup>この<sup>りえき</sup>まま<sup>はか</sup>しっかり<sup>はか</sup>やれば、<sup>ほんにん</sup>本人の<sup>さいぜん</sup>最善の<sup>りえき</sup>利益も<sup>はか</sup>図られ

<sup>ほんにん</sup>ますし、<sup>せんたく</sup>本人の<sup>ほしょう</sup>選択<sup>おも</sup>という<sup>おも</sup>のも、<sup>おも</sup>しっかり<sup>おも</sup>保障<sup>おも</sup>される<sup>おも</sup>のではないかな<sup>おも</sup>と思います。

なので、<sup>いま</sup>今の<sup>しゅうじょく</sup>ままで<sup>さいご</sup>修飾<sup>ふぶん</sup>をして<sup>い</sup>いくのか、<sup>い</sup>最後の<sup>い</sup>部分、<sup>い</sup>意思決定<sup>いしえん</sup>支援<sup>いしえん</sup>だけを、<sup>せいねんこうけん</sup>成年後見<sup>ふぶん</sup>の部分<sup>ふぶん</sup>を

<sup>なに</sup>何も<sup>い</sup>入れ<sup>い</sup>ない<sup>い</sup>という<sup>い</sup>のは<sup>い</sup>課題<sup>い</sup>の中<sup>い</sup>としては<sup>い</sup>ちょっと<sup>い</sup>言い<sup>い</sup>にくい<sup>い</sup>ので、<sup>だいいり</sup>代理・代行<sup>だいいり</sup>決定<sup>だいいり</sup>その<sup>だいいり</sup>ものは、<sup>さき</sup>先ほ

<sup>かいちょう</sup>ど<sup>かいちょう</sup>会長<sup>い</sup>が<sup>い</sup>おっしゃ<sup>い</sup>られた<sup>い</sup>と<sup>い</sup>おり、<sup>い</sup>意思<sup>い</sup>決定<sup>い</sup>支援<sup>い</sup>が<sup>い</sup>できて<sup>い</sup>いない<sup>い</sup>が<sup>い</sup>ゆえ<sup>い</sup>に、<sup>ほんにん</sup>本人<sup>い</sup>の<sup>い</sup>意思<sup>い</sup>選好<sup>い</sup>、<sup>きぼう</sup>希望<sup>きぼう</sup>する

ことから ぜんぜんはんえい  
事柄が全然反映されていないというのは、まさに皆さんの生きた御意見として 承 っておりますの

で、そこの部分を入れつつ、ちょっとここは、具体例を入れて修飾するか、もしくはもうちょっと

みじか  
短くしていくかというところを事務局としては今考えているところでございます。

わたかいちょう いちど じむきょく さいこう せいり かたち いけん  
【綿会長】 一度、事務局のほうで再考してもらって、整理していただくという形で、いろんな意見

がでましたので、多分これは、支援付き意思決定（支援）でしょう。だから、に本当難しい言葉で、

しえんつ いしけつてい しえん  
支援付き意思決定の支援だから、ちょっと言い方が悪いけれども、頭痛が痛いみたいな言葉になって

いたりとか、重なって、それを無理に括弧してつけなきゃいけないかというところ、ここは余計

わ  
分かりづらい。支援付き意思決定の支援、どれがメイン支援なんですかということが分からなくなっ

てくるんじゃないかな。これは一般の人たちが読みますから、そのところを僕はもう1回事務局の

ほうで整理していただきたいと、これは個人的な意見です。その次、整理されたもので、僕はそれに

こだわっているものではないけれども……。

じむきょく こんかい ぶんあん さくせい さい ぜんかい ぎろん しえんつ いし  
【事務局】 今回、この文案を作成させていただく際に、前回の議論でもございました支援付き意思

けつてい  
決定というと、いわゆる意思決定ですよ、意思決定のことを言っていますよ、ということでは確か

にありました。ですので、例えば解説の部分を入れて、本人を第一義とした意思決定の支援という

ところなんですけれども、しょうがいしゃ計画そのものが、どうしても意思決定の話をする計画ではな

くて、あくまでも支援の方法というのをどう計画していくかということが主体になってきますので、

さき い  
先ほど言いましたけれども、支援付き意思決定の（支援）みたいな話でちょっとぐるぐる回ってしま

うのかなというところがあります。ちょっともう一度、やはり御本人の意思を大事にということでは

揺るがないところがございますので、この部分を含めた文案をもう一度考えさせていただきたいとおもいます。

【綿会長】 ちょっと事務局一任で再考してもらおうという形で、ここは進めたいと思います。何か

意見があればぜひここで。大丈夫でしょうか。

では、振り返りを続けていただければと思います。

【事務局】 13ページを御覧ください。上から5行目、「本人の選好」の「選好」というところす

けれども、11ページにもございましたけれども、自分で選択すること、それは希望するから自分で

選択することと考えまして、文脈に当てはめると、「希望を類推し」というような形で入れさせて

いただきました。

あとは、その下の四角でくくられているところにつきましては、事務局でこちらの方向性の文脈を

もう一度確認させていただいたときに、修正前が、地域での担い手を養成するため、研修等を実施

しというような形で書いておりますけれども、修正後の形にしたほうがすっきりするだろうという

ところもございましたので、修正後を修正案として出させていただきます。

大項目2の②については以上でございます。

【綿会長】 最後のところはいかがでしょう。13ページです。選好であるとか、修正前、修正後

の文脈。大丈夫でしょうか。

では、ここで1回休憩を取らせていただきます。

(休憩)

【綿会長】 それでは、再開したいと思います。

それでは、事務局のほうからの振り返りを続けていきたいと思います。お願いします。

【事務局】 それでは、③地域生活への移行支援の部分についての振り返りをさせていただければと思います。

こちらは、資料2でいうと、14ページの下部です。まず、「実態調査によると」という表現なんですけれども、前回の審議会の中で、表現が正確ではなかったという御指摘をいただきましたので、改めて実態調査の設問の内容を正確に反映させた表現の形で入れております。

そして、資料3の11ページを御覧いただきたいんですけれども、地域生活への移行支援の部分での御質問いただいている部分です。地域移行者数のところなんですけれども、現在、施設入所支援の支給決定を受けている方は令和4年度末時点で59名ということで、資料2の18ページの指標値では、6年間の延べ人数で10人を地域移行者数とするという指標を入れているんですけれども、この10人という数字を本当に目標とするのかといった御質問をいただいて、お預かりしていたかと思えます。

そちらを回答させていただければと思います、我々が考えましたのは、国の指標で、3年間で5人と、資料3の11ページで書かせていただいているんですけれども、施設入所支援の59名の6%を

3年間で地域移行しなさいねと国の指標は示されているんですね。なので、59掛ける0.06で3.54人

というところで、およそ3人から4と見込みました。そことあわせて、精神病院に入院されている

方についてもそこを加えたというところなんですけれども、年に1人いるかないかというところな

んですね。直近3年間で、精神病院のから地域移行する方については、現時点ではない年もあり

まずし、1名だった年もあるというところがございまして、おおよそ向こう3年間で2人ぐらいだ

ろうと見込むと、3年間で3足す2で合わせて5人という指標が妥当ではないかと判断いたしました。

なので、本計画の中では6年間の計画でございまして、5人掛ける2で10人が妥当ではないかと

判断いたしましたので、10というような形で出ささせていただいております。なので、10という指標

は変えずに、このまま出ささせていただきたいと思っております。こちらが1つ目です。

そして、2つ目が、資料3の12ページなんですけれども、こちらもまた数値の部分です。令和5

年度、しょうがいしゃ支援施設へ入所希望されている方のうち、待機となっている方が6名で、グル

ープホームへの入居待機者も6名というところで、こちらの6名という数字をゼロにするというこ

ろを目標値、指標として入れてはいかがかといった御意見を以前いただいておりましたので、そちら

に対しても回答をさせていただきたいと思えます。

改めて、この6名、それぞれ6名ですけれども、こういった状況なのかを我々のほうで見させて

いただいたところ、本当に困って、もうすぐにでもグループホームに入居しなければいけないような

状況の方は今のところはいなくて、施設でも、グループホームでもどちらの方もそうですけれども、

地域で生活をされていらっしゃると思います。ただ、行く末のことを考えたときに、将来的にやはり不安だ

というところでエントリーを御希望されていらっしゃるという方が大半でございましたので、そうい

った意味からすると、6名をゼロにするという指標は妥当ではないと我々としては考えました。

前回の協議会の中でも事務局からお伝えしたとおり、この6名の中には、ピンポイントで、この

グループホームだったり、施設がいいといった方だったり、やはり東京近郊だったりとか、近場がい

いというところでエントリーされていていらっしゃる方もカウントした上での6名という数字でございます  
すので、そういったところも鑑みましても、目標値としては入れないのが妥当ではないかと我々  
事務局としては考えました。

数値的な部分では、今の2つになります。

振り返りについては、以上でございます。

【綿会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。委員の皆さんから何かありますか。

【寺島委員】 11ページの精神病院に1年以上入院されている方が66名というのは、この方々が

地域移行される方だと思うんですけども、その後、施設に関してはとあるんですけども、施設

入所支援の支給決定を受けている方は59名ということは、この方々は施設に入ろうとしている方  
ではないんですか、違うんですか。

【事務局】 施設入所支援の支給決定を受けているというのは、実際、今、施設に入所されてい

っしゃって、施設入所支援という国の福祉サービスになるんですけども、それを利用されている方  
になりますので、現在施設に入所されている方ということでございます。

【寺島委員】 そうすると、そう書いたほうが分かりやすい。何となく、これだと待機している方の

数のように読んでしまうので、施設入所されている方は59名だと書いては不正確なんですか。

【事務局】 不正確ではない、問題ないかと思えます。そこは表現の仕方ではありますので、施設に

現在入所している方が59名おりますというような形で訂正させていただければと思います。

【寺島委員】 何となくこれを読んでみると、支援を受けているけれどもまだ入所されていない方の

かす う と しきゅうけつてい う にゅうしょ おも  
数みたいに受け取るんですよ。支給決定を受けている、だけれども入所していないのかなと思ってし

まうので、そこは少しはっきりとさせていただいたらいいなと思います。

【事務局】 そのような形で訂正させていただければと思います。

【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。

てらしまいいん にん なん かす あ かん すうちもくひょう か  
【寺島委員】 6人、何となく数で合わせたみたいなきがするんですけども、数値目標は書か

ばいかぬものなんですか。6人出すよみたいな、6年間で10人を出すみたいな話に聞こえるんです

けれども、いろいろな事情を抱えておられる方がいると思うので、こんなふうに数で割り切っちゃっ

ていいのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

【事務局】 先ほどの説明でも御説明させていただきましたとおり、国の障害福祉サービス等及び

しょうがいじつうしょうしえんとう えんかつ じっし かくほ きほんてき ししん くに ししん で  
障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針という国の指針が出ていまして、ここ

に書かなくても、次回以降に審議いただくしょうがいしゃ福祉計画のほうには必ず人数を上げなけれ

ばいけないとなっております、どちらにしろこの人数は出てこなければいけない、目標値として設定

しなければいけないとなっておりますので、目標値については出てくるという形。ただ、そちらは先

ほど石川が御説明を差し上げましたとおり、施設入所からの地域移行というような形になるので、

じゃっかんにんすう すく かたち  
若干人数は少なく3から4という形にはなりません。

【大枝委員】 数値の出し方についての御説明は理解できたと思います。ありがとうございました。

それとまたちょっと違うんですけども、資料2の18ページの指標の書き方について質問したい

んですけども、地域移行者数のところにゼロ人、2022年度末と書いてあるんですけども、これ

はいつからいつまでがゼロ人だったんでしょうか。この2022年度末の時点でゼロというのは、いつから2022年度末まででゼロ人なのかというのを、改めてそれが分からないなと思いました。取りあえず、それをお願いします。

【事務局】 表現の仕方が分かりずらくて申し訳なかったんですけども、2022年度、令和4年度中に地域に移行した人がゼロ人だったという意味合いでございます。2021年4月から2022年の3月末までで地域移行した方がゼロ人だったという意味合いで書かせていただいております。なので、末という表現が分かりづらかったかと思えます。

【大枝委員】 1年間でということなんですね。

【事務局】 そうですね。その年度で見たときにということです。

【大枝委員】 そういう表現がほかにもあるので、いつからいつまで、もしくは2022年度においてゼロ人。

【綿会長】 末と書いてしまうと始まりを書かないといけませんよね。ただ、年度で終わればその1年のことです。末は要らないんじゃないかと、今、御指摘を受けて思いました。

【大枝委員】 単年度ということなんですか。

【事務局】 そうです。なので、末を取らせていただければと思います。

【大枝委員】 続けて、「→10人（2028年度）※6年間の延べ人数」という書き方なんです。6年間ということは、2023年度から2028年度までの6年間で10人、もう始まっているということですね。

【事務局】 令和6年度からになりますので、今年の4月からです。2024年度です。今年度は令和

5年度なんですけれども、次年度、令和6年度から令和10年度の6年間、違う、6年じゃないです  
ね。

【大枝委員】 そうすると5年間になる……。

【事務局】 補足です。目標値の設定の仕方というのは若干難しく、本来は計画期間で6年間な

んですが、6年目はもう今回と同じように次期の作成に入っているのです、データそのものは、その当該

年度の前の年の実績値を見るという形になっています。ですので、本来は令和5年度が最終年度な

んですけれども、令和4年度の実績で、次回も6年後の令和10年、1年前のものの実績を比べると

いう形になっています。実際には6年間の延べ人数という形で計上させていただく形にはなっ

ています。ちょっと分かりづらいですね。

【事務局】 国のほうの数値を出すときのここを起算点にするみたいな、その起算……。

【事務局】 こちらは、いつからいつまでというのは、先ほどの議論の話なんですけれども、何年か

ら何年というところを入れた形で直させていただくと、多分誰が見ても、説明も必要ないと思います

ので、訂正させていただきたいと思います。

【綿会長】 では、そうしてください。何年から何年で何人と、単純にやったほうが分かりやすい

と思います。

そのほかはいかがですか。大丈夫ですか。

では、振り替えはここまでで、それでは素案のまだ残っているところをお願いします。

【事務局】 ひ つづ ちいきせいかつ いこうしえん ぶぶん しりょう  
引き続き、③の地域生活への移行支援の部分でございます。資料3の14ページから15

ページにかけて、あら こんかい こいけん  
新たに今回3つ御意見をいただいております。

しりょう いけん せいしん たいしょう もんごん せいしん  
まずは、資料3の14ページ、意見5です。「精神を対象としたグループホーム」という文言を、「精神

しょうがいのある人を対象とした」としたほうがよいということでしたので、こちらについては、資料

2の19ページ中段、ちゅうだん しひょう せいしん ことば い  
指標のところ、「精神しょうがい」と、「しょうがい」という言葉を入れさせて

いただいております。

つづ いけん しりょう かだい ぶんしょう とく じゅうど  
続いて、意見6でございます。資料3の15ページです。課題の文章について、特に重度のしょうが

いのある方は、かた ちいきいこう こんなん むね ひょうげん ぶんちゅう い こいけん  
地域移行することが困難である旨の表現を文中に入れてほしいということで御意見

をいただいております。こちらにつきましては、ぜんかい ぎろん ごせつめい さ あ しりょう  
前回の議論でも御説明を差し上げている資料3の13

ページ、いけん ぶぶん あわ じむきょく ついかあん で  
意見3の部分と併せて事務局から2つ追加案として出させていただいたものでございます。

しりょう ちいきいこう かんきょうせいび すず ぶんしょう つづ ついかあん  
資料2の15ページ、「地域移行のための環境整備が進んでおりません」という文章に続けて、追加案

として、とく じゅうど こうれいしゃ いこう しゃかいしげん ぶそく  
①が「特に重度のしょうがいしゃや高齢者が移行できる社会資源が不足しています」という

のが1つ目、め とく じゅうど こうれい げんじょう ちいきいこう こんなん  
②が、「特に重度のしょうがいしゃや高齢しょうがいしゃは現状、地域移行が困難であ

ることが多く、おお さまざま しゃかいしげん じゅうじつ もと かたち い  
様々な社会資源の充実が求められています」という形で入れさせていただきました。

ついかあん い さいしん あらた いけん ぶぶん  
2つ追加案として入れさせていただきました。②のほうが、最新の改めていただいた意見6の部分を

はんえい ついかあん かたち い  
反映した追加案という形で入れさせていただいております。

いけん ほうこうせい なか ちいきせいかつしえん きよてんとう せいび ぶんしょう なか  
意見7でございます。こちらは、方向性の中の地域生活支援拠点等の整備についての文章の中で、

じゅうど かた あんしん せいかつ むね きさい  
重度のしょうがいのある方も安心して生活できるようにという旨の記載をしてほしいということで

ざいましたので、資料<sup>しりょう</sup>2の16ページ、方向性<sup>ほうこうせい</sup>のところ、<sup>ひと</sup>「しょうがいがある人<sup>はじ</sup>が」で始まっている

文章<sup>ぶんしょう</sup>を、「重度<sup>じゅうど</sup>のしょうがいがあっても」という形<sup>かたち</sup>に<sup>か</sup>変えてさせていただきました。中段<sup>ちゅうだん</sup>の部分<sup>ぶぶん</sup>も

そこに合わせるように、<sup>あ</sup>「自分の意思<sup>じぶん</sup>で望<sup>い</sup>んだ生活<sup>し</sup>を送<sup>のぞ</sup>ることができる<sup>せいかつ</sup>ようにする<sup>おく</sup>必要があります<sup>ひつよう</sup>。そ

のために」という形<sup>かたち</sup>で文章<sup>ぶんしょう</sup>に<sup>あ</sup>当てはめさせていただきました。

以上<sup>いじょう</sup>が、③<sup>たい</sup>に対しての<sup>あ</sup>新<sup>あら</sup>しい意見<sup>いけん</sup>の御説明<sup>ごせつめい</sup>になります。

【綿会長<sup>わたかいちょう</sup>】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

今<sup>こん</sup>度は追記<sup>つきじょう</sup>上<sup>もんだい</sup>はそんな<sup>おも</sup>に問題<sup>もんだい</sup>ないと思う<sup>おも</sup>んですが、よろしい<sup>みな</sup>でしょうか。皆<sup>がた</sup>さん方<sup>だいじょうぶ</sup>から大丈夫<sup>だいじょうぶ</sup>です  
か。

小<sup>ちい</sup>さなことですが、<sup>じゅうど</sup>重度<sup>い</sup>のしょうがい<sup>かた</sup>しゃという<sup>おも</sup>言い方<sup>おも</sup>はいいと思う<sup>こうれい</sup>んですが、<sup>こうれい</sup>高<sup>おも</sup>齢<sup>こうれい</sup>のしょうがい<sup>われわれ</sup>しゃだと<sup>い</sup>思う<sup>い</sup>んです。<sup>い</sup>高<sup>い</sup>齢<sup>い</sup>のしょうがい<sup>い</sup>しゃと我<sup>われわれ</sup>々は<sup>い</sup>しょ<sup>い</sup>ちゅう<sup>い</sup>う言<sup>い</sup>っ  
て<sup>い</sup>います<sup>い</sup>けれども、<sup>おも</sup>高<sup>おも</sup>齢<sup>おも</sup>のしょうがい<sup>おも</sup>しゃだと思<sup>おも</sup>う<sup>おも</sup>んです。

【事務局<sup>じむきょく</sup>】 <sup>こうれい</sup>高<sup>い</sup>齢<sup>かたち</sup>のと、「の」を<sup>おも</sup>入れ<sup>おも</sup>させて<sup>おも</sup>いただ<sup>おも</sup>く形<sup>かたち</sup>に<sup>おも</sup>させて<sup>おも</sup>いただ<sup>おも</sup>ければと思<sup>おも</sup>います。

【綿会長<sup>わたかいちょう</sup>】 <sup>こうれい</sup>高<sup>い</sup>齢<sup>い</sup>のしょうがい<sup>い</sup>しゃと<sup>い</sup>言<sup>い</sup>って<sup>い</sup>しま<sup>い</sup>う<sup>い</sup>ん<sup>い</sup>です<sup>い</sup>けれども、<sup>い</sup>実<sup>い</sup>際<sup>い</sup>は<sup>い</sup>高<sup>い</sup>齢<sup>い</sup>の<sup>い</sup>しょう<sup>い</sup>がい<sup>い</sup>しゃと<sup>い</sup>書<sup>い</sup>  
いた<sup>い</sup>ほう<sup>い</sup>が<sup>い</sup>いい<sup>い</sup>と思<sup>い</sup>います。

ほ<sup>い</sup>か<sup>い</sup>には<sup>い</sup>い<sup>い</sup>か<sup>い</sup>が<sup>い</sup>で<sup>い</sup>す<sup>い</sup>か。<sup>い</sup>な<sup>い</sup>け<sup>い</sup>れ<sup>い</sup>ば<sup>い</sup>次<sup>い</sup>に<sup>い</sup>行<sup>い</sup>き<sup>い</sup>たい<sup>い</sup>と思<sup>い</sup>います。

【事務局<sup>じむきょく</sup>】 ④<sup>い</sup>しょう<sup>い</sup>がい<sup>い</sup>の<sup>い</sup>ある<sup>い</sup>人<sup>い</sup>を<sup>い</sup>支<sup>い</sup>え<sup>い</sup>る<sup>い</sup>人<sup>い</sup>材<sup>い</sup>の<sup>い</sup>確<sup>い</sup>保<sup>い</sup>、<sup>い</sup>資<sup>い</sup>料<sup>い</sup>2<sup>い</sup>の<sup>い</sup>20<sup>い</sup>ペ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>ジ<sup>い</sup>を<sup>い</sup>御<sup>い</sup>覧<sup>い</sup>く<sup>い</sup>だ<sup>い</sup>さい。<sup>い</sup>こ<sup>い</sup>ち  
ら<sup>い</sup>は<sup>い</sup>タ<sup>い</sup>イ<sup>い</sup>トル<sup>い</sup>に<sup>い</sup>も<sup>い</sup>ご<sup>い</sup>ざ<sup>い</sup>い<sup>い</sup>ます<sup>い</sup>と<sup>い</sup>お<sup>い</sup>り、<sup>い</sup>人<sup>い</sup>材<sup>い</sup>の<sup>い</sup>確<sup>い</sup>保<sup>い</sup>と<sup>い</sup>い<sup>い</sup>った<sup>い</sup>と<sup>い</sup>こ<sup>い</sup>ろ<sup>い</sup>が<sup>い</sup>メ<sup>い</sup>イ<sup>い</sup>ン<sup>い</sup>テ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>マ<sup>い</sup>に<sup>い</sup>な<sup>い</sup>っ<sup>い</sup>て<sup>い</sup>お<sup>い</sup>り<sup>い</sup>ます。

現<sup>げんざい</sup>在<sup>い</sup>の<sup>い</sup>しょう<sup>い</sup>がい<sup>い</sup>福<sup>い</sup>祉<sup>い</sup>の<sup>い</sup>現<sup>い</sup>場<sup>い</sup>で<sup>い</sup>は、<sup>い</sup>重<sup>い</sup>度<sup>い</sup>訪<sup>い</sup>問<sup>い</sup>介<sup>い</sup>護<sup>い</sup>を<sup>い</sup>は<sup>い</sup>じ<sup>い</sup>め<sup>い</sup>と<sup>い</sup>す<sup>い</sup>居<sup>い</sup>宅<sup>い</sup>サ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>ビ<sup>い</sup>ス<sup>い</sup>の<sup>い</sup>旧<sup>い</sup>ヘ<sup>い</sup>ル<sup>い</sup>パ<sup>い</sup>ー<sup>い</sup>で<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>った

いどう しえん じぎょうしゃ ちいきさんかがた じぎょう な て な て ふそく かだい  
り、移動支援事業者だったり、地域参画型サポート事業の成り手だったり、成り手の不足といった課題  
ちやくめん かだい たい ほうこうせい じんざいかくほ む ほうこうせい か  
に直面しておりますので、その課題に対する方向性、人材確保に向けた方向性について書かせていた  
だいております。

たい こいけんおよ ごとつもん しりょう いけん  
こちらに対していただいております御意見及び御質問については、資料3の15ページ、意見1、  
かいごにんふそく ちいきさんかがたかいご じぎょう じゅうじつ ほうこうせい か  
介護人不足について、地域参加型介護サポート事業を充実させることの方角性を書いてもらいたいと  
こいけん たい じ むていあん しりょう  
いう御意見をいただいておりますので、こちらに対しての事務提案といたしましては、資料2の21ペ  
ま なか たいさく たい かんけいしゃ きょうりょく と く あと ついかあん  
ージ、真ん中の「ハラスメント対策に対し関係者が協力して取り組んでいきます」の後に、追加案と  
ちいきさんかがたかいご じぎょう ちいき ちから かつよう じんざいかくほ む けんとう  
して「また、地域参加型介護サポート事業などの地域の力を活用しながら人材確保に向けて検討して  
まいります」という文言を入れております。

つづ いけん しりょう かいごしゃ き  
続いて、意見2になります。資料3の16ページです。介護者が来てほしいです。やめないように  
ち かいごしゃふ しかく てつだ  
してほしいです。地サポの介護者増やしてほしいです。資格がなくても、手伝ってほしいですといっ  
こいけん いまか ほうこうせい もんごん  
た御意見をいただいております。こちらにつきましては、今書かせていただいている方向性の文言で  
もんだい おも とく ついきどう  
問題ないかと思っておりますので、特に追記等はしてございません。

いけん いけん ごせつめい いじょう  
意見1と意見2についての御説明は以上になります。

わたかいちょう なに いいん みな いけん はんえい へんこう ついき  
【綿会長】何かありますでしょうか。委員の皆さんからの意見を反映させての変更とか、追記とか  
ほんとう とく  
ですけれども、ここは本当に特に……。ありますか。

まるやまいいん ちいきさんかがたかいご じぎょう ちゅうしゃく ひつよう おも  
【丸山委員】地域参加型介護サポート事業の注釈は必要ないのかなとちょっと思ったんですけれ  
よ さき しみん かた よ そうてい おも  
ども、これはぱっと読んで、先ほどから市民の方が読む想定をされていると思うんですけれども、ち

よっと意味が分からないんじゃないかなど。使っていらっしゃる方とかは分かると思うんですけども、こういう事業ですという注釈を入れてあげると、それが活用されているのがよく分かるのかなとちょっと思いました。

【事務局】 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、地域参加型介護サポート事業といきなり言われてもちょっと分からないところがあるかと思しますので、そこについては注釈という形で入れさせていただきます。

【綿会長】 そうですね。これはあったほうがいいですね。

そのほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続けてお願いします。

【事務局】 続きまして、資料2の22ページ、⑤当事者及び関係者への支援及び連携の強化でございいます。こちらにつきましては、家族や関係者などに向けての支援体制の構築といったところがメインになってくるかと思ひます。昨今、しょうがいのある方の家族等関係者は、日常生活だったり、医療ケア、リハビリテーションのサポートなど多くの時間とエネルギーを費やす必要があり、疲弊をしていいるという社会的な問題に直面しておりますので、そういった部分に対して方向性を書かせていただいております。

資料2の24ページ、短期入所や緊急一時入所などのレスパイトの環境を整備していくことにより、しょうがいのある人及びその家族のメンタルヘルスケアなどを促進し、地域で安心して暮らし続けることができるように支援していきますというところが方向性として書かれているかと思ひます。

⑤についての御意見、御質問ですけれども、資料3の16ページに、家族の家を出て、一人暮らし

したいです。一人暮らしできるように教えてあげます。家族をずっと面倒見るのは嫌ですといった

御意見をいただいているかと思えます。

こちらに対しては、書かせていただいている方向性で包含されるかなと思いますので、特に追記等は

してございません。⑤についての説明は以上でございます。

【綿会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【井上委員】 22ページ、当事者及び関係者への支援及び連携の強化、家族が面倒を見るのはず

と嫌です。方向性に、一人暮らしができるよと応援もします。自立生活をしているしょうがいしゃの

話を聞くときをつくりますと入れてください。ずっと家族が嫌です。施設に泊まるんじゃなくて、自立

できるようにしたいです。補足があります。

2点、補足ですが、方向性について、この意見を反映してくれているということですが、ちょっと

足りないと思ったので、具体的に、しょうがいのある家族と一緒に暮らしているしょうがいのある人

に、一人暮らしができるよとか、自立生活を実際に行っているしょうがいしゃの話聞く機会をつくり

ますというふうに示してくださいという意見です。

施設に泊まるというレスパイトじゃなくて、家族といるときから自立練習ができるように、そうい

う方向性にしてほしいですという意見でした。

【事務局】 まず、1点目につきましては、追記させていただくような文案を考えたいと思えます。

まず、御家族といらっしゃる段階から自立に向けてというようなお話があったかと思いますが、し

スパイトと自立については若干違ってまして、先ほど既に終わっている地域生活支援拠点の整備で  
すとか、そういったところで体験の部分というのはあります。これは、あくまでももちろん施設から  
出ていく方、戻ってこられる方も含みますし、今、御家族とお過ごしになっていて一人暮らしする、  
自立するというような方も両方含みますので、その部分で体制整備については行っていけるのか  
かと考えております。

【寺島委員】 物すごく些細なことです。資料2の22ページの一番下のところ、11.2 % とか、そ  
の後が30.1 % とかのカンマをピリオドになっているので。

【事務局】 そのような形で修正させていただければと思います。

【綿会長】 外に出ますので、ちゃんと直しておかなければいけない。

そのほか、いかがですか。では、お願いします。

【事務局】 そうしましたら、これで大項目の2が終わりになります。

次が、大項目の3、資料2ですと25ページ、すべての子どもが共に成長できる支援の充実・教育  
の振興というところに入っていきたいと思います。

まずは、①フルインクルーシブ教育の推進ということで、国立市が今後フルインクルーシブ教育を  
進めていく上でのしょうがいしゃ支援課の立場としての課題及び方向性を書かせていただいております。  
す。ちなみに、大項目3の①につきましては、教育委員会のほうにも事前に見てもらった上で今回出  
させていただきますところでございます。

資料3の17ページから、非常にたくさんの御意見、御質問をいただいておりますので、一つ一つ

説明すると結構時間がかかってしまいますので、資料2をメインで見ただけであればと思います。資料

2の25ページの課題のところ、上から5行目、第2パラグラフのところ、地域の普通学校・

普通学級において」という表現が、地域の学校とか通常学級という表現にしたほうがいだろう

かといった御意見が、資料3の23ページにも載せているんですけども、ありました。それを踏ま

え、事務局で、「地域の学校・通常の学級」という一般的な表記に直しております。

「国籍や人種などの違いに関係なく」の後に、追加案として、①「希望する」、②「基本的に」と2

つ入っておりますけれども、もともと入っていなかったんです。すべての子どもがという表現だった

んですけども、そこに、最初に①としまして「希望する」という言葉を入れたほうがいいのではな

いかといった御意見をいただきました。そういった御意見をいただいた後に、希望するという言葉は、

この文脈では入れないほうが良いといった御意見もありました。

この文脈ではフルインクルーシブ教育の実現について話をしている部分なので、最終的に、希望

するかどうかではなく、すべての子どもがインクルーシブ教育の対象となるはずなので、希望する

という言葉は要らないと思いますといった御意見もあったので、事務局案といたしまして、②の

「基本的に」という言葉を入れてみたらいいかかというところで、②を提案させていただいた形

になります。

資料2の26ページです。ちょっとこら辺がややこしいんですけども、「一方で」から「構築が

求められています」というパラグラフがもともとの原案ですが、2行目の「別々の場において学習す

る機会が増えてきてしまっているという現状があります」の「増えてきてしまっている」という表現

が、まるでマイナスかのような受け取られ方をするのではないか、「増えてきており」というような  
表現に直したらいかがだろうかという御意見があって、それを修正1、2、3のすべてに反映して  
おります。

修正案1は、下線部をさらに追加して入れております。教育大綱で、フルインクルーシブが明記さ  
れていることについて、しょうがいしゃ計画のこの部分でも明記してほしいといった御意見がござい  
ましたので、修正案1といたしましては、下線部を追記して出させていただきます。

修正案の2でございます。こちらについては、もともとの原文ではなく、修正案2として表現を  
変えてほしいといった御意見がありましたので、それをそのまま修正案2という形で入れさせてい  
ただきました。

修正案3につきましては、修正案2に対しての御意見がまたあったんですね。修正案2の表現を  
もう少し柔らかくしたほうがいいんじゃないか、ちょっと強い言葉の表現が入っているという御意見  
があったので、修正案1と修正案2の間を取って、事務局のほうで修正案3という提案させてい  
ただきました。ここは、修正案が3つになります。

続いて、資料2の28ページですけれども、「市民等からは」から始まる文章があるかと思うんです  
けれども、これは原案どおりなんですけれども、「『地域の学校に入れるようにしてほしい』」で終わ  
っていて、そこから先なんですけれども、同じ学校の教室で学び合うことに、どんなしょうがいがあ  
っても、共に学べる安心感を児童や保護者に与えることが重要、子どもたちを分けてほしくない、養護  
学校に入ってほしくないという、フルインクルーシブに賛成の御意見がある一方で、カウンターの意見

として、反対側の御意見も入れてほしいという御意見があったので、追加案1として、「という意見の一方」<sup>いっぽう</sup>として、反対のカウンター<sup>はんたい</sup>の意見<sup>いけん</sup>を入れております。

追加案2<sup>ついかあん</sup>につきましては、資料2<sup>しりょう</sup>の29ページです。追加案1<sup>ついかあん</sup>に対しての御意見<sup>ごいけん</sup>ということでいただきました。内容<sup>ないよう</sup>としましては、追加案1<sup>ついかあん</sup>の内容<sup>ないよう</sup>ですと、カウンター<sup>いけん</sup>の意見<sup>いけん</sup>としての文章<sup>ぶんしょう</sup>がちょっと長い<sup>なが</sup>ということに加えて、表現<sup>くわ</sup>が少し強い<sup>ひょうげん</sup>という御意見<sup>ごいけん</sup>がございました。なので、全体のバランス<sup>ぜんたい</sup>も見<sup>み</sup>させていただいた<sup>うえ</sup>上で、追加案2<sup>ついかあん</sup>として少し凝縮<sup>ぎょうしゆく</sup>した形<sup>かたち</sup>にしたつもり<sup>じむきよくあん</sup>なのですが、事務局<sup>じむきよく</sup>案<sup>あん</sup>として追加案2<sup>ついかあん</sup>を出<sup>だ</sup>させていただきました。

ちょっと説明<sup>せつめい</sup>が長<sup>なが</sup>くなって、雑駁<sup>ざっぽく</sup>でもございますが、以上<sup>いじょう</sup>が3の①<sup>ごいけん</sup>についての御意見<sup>ごいけん</sup>、御質問<sup>ごしつもん</sup>の説明<sup>せつめい</sup>とさせていただきます<sup>おも</sup>と思います。

【綿会長<sup>わたかいちょう</sup>】 坪谷委員<sup>つぼたにいいん</sup>、お願いします<sup>ねが</sup>。

【坪谷委員<sup>つぼたにいいん</sup>】 今<sup>いま</sup>おっしゃった経緯<sup>けいゐ</sup>がどこかに図<sup>ず</sup>か何か<sup>なに</sup>であるとまだ分かる<sup>わ</sup>んですけども、正直<sup>しょうじき</sup>、私<sup>わたし</sup>はこれ<sup>これ</sup>を読<sup>よ</sup>んでも、今<sup>いま</sup>の経緯<sup>けいゐ</sup>は分<sup>わ</sup>からなかったんです。

まず、確認<sup>かくにん</sup>なんですけれども、結論<sup>けつろん</sup>、修正案<sup>しゅうせいあん</sup>、追加案1<sup>ついかあん</sup>、2、3と変節<sup>へんせつ</sup>がありますけれども、一番最後<sup>いちばんさいご</sup>のものが有効<sup>ゆうこう</sup>というか、そうなった<sup>い</sup>という、今<sup>いま</sup>現状<sup>げんじょう</sup>での当局側<sup>とうきよくがわ</sup>の案<sup>あん</sup>ということによろしいですか。

【事務局<sup>じむきよく</sup>】 分<sup>わ</sup>かりにくくて申し訳<sup>もうわけ</sup>ございません。実際<sup>じっさい</sup>、3を大分前<sup>だいぶんまえ</sup>に御提示<sup>ごていじ</sup>させていただいて、時間<sup>じかん</sup>がたつにしたがって、カウンター<sup>いけん</sup>の意見<sup>いけん</sup>が出<sup>で</sup>たり、それ<sup>それ</sup>に対するカウンター<sup>いけん</sup>の意見<sup>いけん</sup>が出<sup>で</sup>ております。

それ<sup>それ</sup>について、最終<sup>さいしゅうてき</sup>的に協議<sup>きょうぎかい</sup>会<sup>かい</sup>では全<sup>まった</sup>く審議<sup>しんぎ</sup>してないので、そこ<sup>そこ</sup>について事務局<sup>じむきよく</sup>のほう<sup>ほう</sup>でまるで審議<sup>しんぎ</sup>されたか<sup>か</sup>のようにま<sup>ま</sup>とめてしまう<sup>おも</sup>のはい<sup>い</sup>かがなもの<sup>もの</sup>かと思<sup>おも</sup>いまして、この経緯<sup>けいゐ</sup>を<sup>あ</sup>えて載<sup>の</sup>せさせ

ていただいております。

ごしつもん しゆし じむきょく たと  
御質問の趣旨からいいますと、事務局としてはそれぞれあったんですけれども、例えば27ページ  
しゅうせいあん じむきょくていあん おも ついかあん  
ですと、修正案3が事務局提案とさせていただきたいと思っております。また、25ページも、追加案  
の②、29ページにつきましても追加案2ですので、後ろのほうが、なが きかん なか  
さいしゅうてき じむきょくあん  
最終的には事務局案とさせていただければありがたいところでございます。

つぼたにいじん しんぎ なか いけん で  
【坪谷委員】 ありがとうございます。そうですね。まだ審議されていない中で意見が出て、それ  
こうかい たい いけん で へんこう いま きょうぎかい  
が公開されるについて、それに対する意見が出てきたから変更になりましたと。だから、今、この協議会  
しんぎ あん ついかあん しゅうせいあん  
で審議するべき案は、追加案2と修正案3でよろしいということですね。

わたかいちょう さいしよ ふつうがっこう ふつうがっきゅう しゅうせいあん  
【綿会長】 ということなので、まず、最初は、25ページの普通学校・普通学級のところの修正案  
ちいき がっこう つうじょう がっきゅう い かた か  
はどうでしょうか。地域の学校・通常の学級という言い方に変えてよろしいですか。

つぎ ついかあん きほんてき だい きほんてき ことば  
その次の追加案も、②の「基本的に」のほうがたたき台ということですね。基本的にという言葉で

じむきょくげんあん で だいじょうぶ  
事務局原案が出ていますけれども、どうでしょうか。大丈夫ですか。

いのうえいじん うえ ぎょうめ ちいき がっこう つうじょう がっきゅう  
【井上委員】 25ページ、上から5行目、地域の学校・通常の学級がいいです。

うえ ぎょうめ きぼう ひつよう きほんてき い  
上から6行目、希望するは必要ないです。基本的にも要らないです。

しゅうせいあん とくべつしえんがっきゅう えら どう かあ ふ いや おな がっきゅう  
修正案3がいいです。特別支援学級を選ぶお父さん、お母さんが増えているのは嫌です。同じ学級

きゅうしょく た へんきょう おんがく そうじ  
で給食を食べたり、勉強したり、音楽をやったり、掃除したりできるようにしてほしいです。

ついかあん  
29ページ、追加案2がいいです。

わたかいちょう こ こ ま いま さいしよ  
【綿会長】 すみません。1個1個やっているの、ちょっとお待ちください。今、まだ最初のと

ころなので、修正案3のところはこの後やります。

まだ、25ページのところ、基本的にというところ、井上委員はどちらですか。両方要らないという意見でいいですか。

【井上委員】 希望するは必要ないです。基本的にも要らないです。

【綿会長】 今の御提案は、両方要らないということですね。

【事務局】 どちらも外すとすると、もともとのすべての子どもがという文章に戻る形になるわけですが、そういった形で。

【坪谷委員】 私としては、①か②のどちらかが入っているほうがいいなというのが希望です。というのも、ここにおけるフルインクルーシブ教育の推進における子どもがすべての時間、同じ場所ということの定義が、具体的な空間も時間も定義していないんですね。その格好が、学校単位なのか、1つの学校の中で特別支援級にいる、普通級にいるというのは、ある一つの学校単位での同じ場所というのも言えるわけですよ。そういったこともあるという、捉え方によって、まだここが確定していないという状況、フルインクルーシブ教育とは何かというのをまだ定義できていない。その中で、一緒にいること、一緒にいないことというのを、いわゆるお上というか、上から押しつけるような形でくるのがやっぱり嫌だなというのが、子ども主体で、現場で子どもが選択できるようにしてほしいという思いがあるということです。希望するというのは、子どもが希望するかという話なんです。

ここがなくて、すべての子どもたちが言ってしまうと、もうこれは方針なので従えという文言、強い文言で聞こえてくるので、何か、どちらかを入れたほうがいいなという話です。希望するといった

ばあい こ きぼう きほんてき に みち はなし わだし  
場合は子どもが希望する、基本的にとなっていればまだ逃げ道があるからいいかなという話です。私

は、そこはどちらから入れていただいたほうが、まだいいかなと思います。

わたかいちょう  
【綿会長】 ありがとうございます。そのほか意見はいかがですか。お願いします。

こばやしいいん わだし きぼう おも し こ せんたく けていしえん  
【小林委員】 私は、希望するのほうがいいかなと思うんですけども、自己選択とか、決定支援を

ずっとうたってきている中で、坪谷さんがおっしゃったように、希望するのは子どもが希望するとい

う意味なんですけれども、せっかくそうやってうたっているのであれば、やはり希望するほうが

いいのかなと思います。

みついいいん せんたく きぼう こ けんり ほしょう い  
【三井委員】 選択とか、希望とかは、すべての子どもが権利を保障されてから言えることだから、

わたし きぼう きほんてき い こ かたち ひょうげん  
私も、「希望」も「基本的に」も入れないで、すべての子どもがという形で表現してほしいです。

わたかいちょう せんたく きぼう こ けんり ほしょう  
【綿会長】 ありがとうございます。選択と希望というのが、すべての子どもの権利を保障されてか

ら言えることなので、だからなくす。

みついいいん  
【三井委員】 そうですね。

わたかいちょう いま  
【綿会長】 逆になくしちゃだめなんじゃないですか。今のでいくと。必要なんじゃないですか。

みついいいん ほそく こ せんたく こ こ きぼう  
【三井委員】 補足で、すべての子どもがとなってくると、選択できる子、できない子、希望できる

こ こ で おも ぶぶん いま めざ  
子、できない子というのが出てくると思うので、その部分で、今フルインクルーシブを目指すという

なか きほんてき きぼう い ぬ こ いのうえ  
中で、「基本的に」も「希望」も入れずに、抜かしてすべての子どもがというふうにしたいですと、井上

さんがさっき言った意見と同じです。

わたかいちょう いま いけん い い きょうぎかい  
【綿会長】 今2つ意見があって、入れないというのと、入れるべきだというのと、2つ協議会とし

では分かれていますけれども、ほかに意見はいかがですかね。

これはすごく大切な議論になるので。

【坪谷委員】 このセンテンス、地域の普通学校、修正案が入るからちょっと変わりますが、ここからの4行の文章が、要するに、子どもが主体ではなくて、誰か大人が決めたことを押しつけられているような文章に聞こえるということなんです。ここがやっぱりポイントでして、選択する主体は子どもであるべきだという話があります1点。だから、この文章に付け加えるとしたら、希望するという提案をしているんですね。

ここに書いてある4行目のことを前提としてという、前提としてというところが要するに押しつけなんですね。国とか市が、子どもたちが同じ場所を学び合う環境を提供する、保障するというんだったら分かるんですよ。国が勝手に保障すると、間違いなく権利もすべて保障するという言い方であれば、それに対して選択する子どもがいるいないという話にはなると思うんですね。環境を保障する、権利を保障するということを言いたいのか、どっちかかなと思うんです。

ここは、だから、誰が何をやるというところは、国がその制度を子どもに押しつけるというふうには聞かれます。なので、「希望する」という言葉を入れてほしいということなんです。この文脈であるなら。そうじゃないんだとしたら、この前提として環境を整えるではなくて、前提としてという、これがいいことであると、子どもからすると、何でもみんなと一緒にやるのが絶対的にいいことであって、少ない人数で勉強することがあたかも悪いかのようにするんだという意見が、子どもから実際にあったので、それでちょっと言わせていただいているんです。

【本多委員】 私は、「希望する」が入ったほうがいいと思っています。おっしゃるように、今、現状としてすべての子どもの権利が守られているわけではないと私も思っています。ただ、やっぱりスペシャルニーズを抱えた方はいらっしゃるので、すべての時間、全部が同じというのがつらい方もいらっしゃるなというふうに、自分が支援してきた方を見て感じているので、みんなと一緒にいいと希望する方はそれがいいし、それがちょっとつらいという方は、その気持ちを保障してあげられるといいのかなというふうに思いました。

【綿会長】 ありがとうございます。1つ、これは恐らく、この言葉は、インクルーシブの中で、すべての時間に同じ場所で学び合うというのは、もともとインクルーシブの前提があって、ただ、そこにスペシャルニーズをちゃんと入れないと、インクルーシブは分けられないよという考え方だから、そこに対してスペシャルニーズがあるのは当たり前で、そうすると例えばこれ学校ですから、盲学校、聾学校も否定することになっていっちゃう。スペシャルニーズで、みんなちゃんとそれぞれのニーズがあってという話になるわけですね。

そうすると、例えば希望するすべての子どもが同じ教育環境を選べるとかぐらいにしておかないと、同じ場所に行くことが絶対なのかとか、同じ時間でやらなきゃいけないというのが絶対なのかとか、というと、スペシャルニーズを否定することになっていってしまう。もっといえば、例えば不登校の子どもたちはどうするんですかとか、いろんな子どもの学び方が、今、多様性が出てきているところで、それに対して、委員の皆さんからそういう懸念がありますよという御意見だと思うんですね。それを踏まえてどうするかということ、ちょっと整理していただきたいなと思うんです。

たぶん みついいいん い 多分、三井委員が言われていることもたしかで、それはきょういく う たと いま 教育を受ける、例えば今インクルーシブと  
いうのは、よう きかいきんとう というところで、きかいきんとう ぜったいてき え じだい 要は機会均等というところで、機会均等は絶対的に、それすらも得られなかった時代があ  
るわけだから、きかいきんとう きょういく う けんりほしょう あ まえ おも 機会均等で教育を受ける権利保障というのは当たり前だと思っ  
れの方法論はそれぞれあっていいというのが、ほく あ まえ おも 僕は当たり前だと思っています。それがフルインクル  
ーシブにちゃんとはい 入っていますから、フルインクルーシブのなか スペシャルニーズをい 入れなければい  
けないというのがあって、かいがい 海外だとフルインクルーシブはちゃんとはい 入っているの  
で、そういうことをちゃんとうたう ぶんしょう 文章にしないといけないかなと思っ ても、じむきょく 事務局、い  
かがでしょうか。

じむきょく たし とち まな 【事務局】 確かに共に学ぶというか、おな ば はなし 同じ場の話だけとなってしまうと、いわゆるインテグレーシ  
ョン教育というよう な 形 になっ て しまっ と思っ ますので、この ぶんしょう すこ ざろん 文章を少し、議論もいろいろござ  
いますので、たと じどうせいと も のうりょく さいだいげんはつき 例えば児童生徒の持つ能力、それはすべてのということですが、最大限発揮でき  
るようなこべつしえん かんきょうきょういく 個別支援のための環境教育、それはきょういく なか こべつしえん インフルインクルーシブ教育の中での個別支援という  
い み 意味になりますけれども、こべつしえん かんきょうせいび 個別支援のための環境整備、フルインクルーシブするためのこべつしえん 個別支援の  
かんきょうせいび すす 環境整備も進めます。それは、しょうがいのあるなしにかかわらずということ です。

インテグレーションだとあるなしというのもあると思っ ても、おも フルインクルーシブです  
と、あるなしにかかわらず、のうりょく さいだいげんはつき こべつしえん かんきょうせいび それぞれの能力を最大限発揮できるような個別支援のための環境整備を  
すす 進めるとか、そういったもんごん 文言をちょっと追加させていただくのはいかがかなと思っ ますが、どうでし  
ょうか。

【綿会長】 もう時間が来ていますので、1回こども事務局に預けてもよろしいですか。今のいろん

な委員の意見を踏まえてという形にしたいと思います。

すみません、時間が来ていますので、修正案3と追加2のところに対して、最後、意見いただけ

ばと思うんですけども、どうでしょうか、次に入りますか。でも、ここまではちょっと中途半端に

なってしまうので、事務局のほうに投げかけていきたいところもあるので、さっき井上委員のから、

この部分の御意見ありましたよね。修正案3と、追加案2が事務局案になりますので、それについて

御意見を。

【井上委員】 修正案3がいいです。特別支援学級を選ぶお父さん、お母さんが増えているのは嫌で

す。同じ学級で給食を食べたり、勉強したり、音楽をやったり、掃除したりできるようにしてほ

しいです。

追加案2がいいです。

【綿会長】 ありがとうございます。追加のほうは2がいいということです。

そのほか、委員の皆さんはいかがですか。

1個だけいいですか。追加案2のこの文章は、本当にいいんだろうかと思ってしまうところがあっ

て、例えば、「そのとき、その子どもは、自分が迷惑をかけてしまうのだと傷ついてしまう。そうした

ことから回避するために特別支援学級など分かれた場所は必要」とあるけれども、これは意見があっ

たということですか。

【事務局】 御意見として、追加案1として入れさせていただいているものが、いただいた御意見に

なるんです。少し表現が強いという御意見もあったので、事務局で柔らかい表現、改めて追加案2

として表現を変えさせていただいたところです。

【綿会長】 これでもきついかかと。読む人にとって、これは、僕かとか、私かとかになっていっ

ちゃわないのかなと。ここまで具体的に書いてしまっていていいかって思ってしまうんですけども、

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

ほかに何か御意見ありますか。これはそれでも柔らかくした表現ということなんですけれども。

特別支援学級ってそのためにあるんですかと思ってしまうんですけども。それも一部あると思いま

すよ。一部あるけれども、それがすべてではないので、これを書くと、特別支援学級ってそういうの

を回避するためにあるものですかと誤解を……。そういうのもケースとしてはあるけれども、こうい

うのをあまり詳しく書いてしまうと、誤解を招くんじゃないかという不安が僕はすごくあります。こ

れも事務局に投げかけて。

【寺島委員】 これは市民等からの御意見ということで書いてあるんですけども、具体的にはアン

ケートの中にあっただんですか。

【坪谷委員】 もともとの原案の追加案1のところ、恐らく私を書いたアンケートというか、意見

なんです。これは別にこれをそのまま載せてくれという意見で書いたつもりではなくて、どっちか

というと、もともとの原案のほうが、ぱっと出てこないんですけども、市民等からまだまだ意見が

寄せられていますという、もともとの原案の28ページ目には、市民等からは意見が寄せられていま

すという長いくくりがあったんです。

それが、しょうがいしゃの立場側から、しょうがいしゃを支援する親御さんの立場のものがなかった  
たので、実態を表すために1つの意見として書いたもので、先ほど会長がおっしゃったとおり、これは  
1つの意見です。こういうものがあるよという意見なので、これはそのまま載せちゃうとおっしゃ  
るとおりやっぱりきついし、追加案2でもいいかなと思って読んでいたんですけども、うん、確かに  
に2でもまだきついですかね。親からすると、そりゃそうだよねという話なんですけれども、確かに  
この全体の何も知らない人が読んだときに、特別支援学級の目的というものが、回避という目的のた  
めにあるのかという話に確かになるので、もうちょっと考えます。

私も、ちょっと今回の変節を聞いて、どれが案なのかやっと今分かったところなので、ちょっと読  
み込んでみます。申し訳ない。

【綿会長】 1個のケースでは絶対こういうのがあるので、絶対それは必要なんですよ。だから、い  
ろんなものを挙げて、いろんなケースの中のそういうニーズがあって特別支援学級というものが必要  
なんだよということをしっかりと聞き入れることが大事で、支援学級は絶対的に必要なものなので。

例えば集団の中で勉強できない子どもたちがいたり、いろんな形のニーズがある子どもたちが行くも  
のなので、こういうものがあったり、こういうものがあったりして、そういういろんな多様なニーズ  
がある教育、特別支援学級みたいな形であれば、これも1個薄まっていくと思うんですよ。なの  
で、そういうのがあって特別支援学級であると。絶対的にこれは必要なものでもあるので。

【坪谷委員】 追加案の一番上に原案がありました。この原案のところ、養護学校に入ってほしく  
ない、地域の学校に行きたいという案のほうだけが書いてあったので、一方、スペシャルニーズもあ

るんだよということも書きたかったという意味なだけなんです。なので、これくらいのマイルドな、  
ここにも結構具体的に書いてあるので、それで多分、具体的に書いたという話であるんですけども、  
これのカウンターくらいの話です。こういう御意見あります、でも、もう片方の意見も、スペシャル  
ニーズは残してほしいという意見もありますよということを伝えたかったんです。混乱させてしまっ  
て申し訳ない。

【綿会長】 ぜひ大切な、支援学級というのは絶対的に必要なものですので、支援級のところはも  
う1回これも。

【三井委員】 また逆のお話なんですが、フルインクルーシブを目指していく中で、支援学級にし  
か行けない子どもたちが、どうやったら普通学級に入っていけるかということを考えるのがフルイ  
ンクルーシブ。国立の教育委員会の方向性もそういう方向性になっていると思うので、それをもう1  
回事務局のほうにも確認していただいて、ずっと支援学級があっていいという話ではないと思うん

ですよ。そういう部分も含めて、フルインクルーシブのところは考えていけたらいいなと思います。

【事務局】 今の特別支援学級の話も、当然、現状においてはというような話かと思います。目指  
す姿、この6年間という話なのかどうかというのもありますけれども、市としてはフルインクルー  
シブ教育を目指すとなっていて、目指していく中で、先ほど言いました個別支援、しょうがいのある  
なしにかかわらずその能力を最大限に生かす個別支援が行われていくというのがフルインクルーシ  
ブです。やり方そのものは、先ほど坪谷委員もおっしゃられたように、どういうふうにやっていくの  
かというのは詳細は分かっていないので、その部分がちょっと不安なんじゃないかということろ

が、皆さん必ず議論としてよく出てくるかなと思います。ですので、先ほどの文章を入れさせてい

ただのと、一方で、カウンターパートの部分に関しましては、もう少し簡素化して、一般論化して、

同じレベルぐらいの感じで事務局としては案を作成させていただきたいと思います。

【綿会長】 両方からの意見を載せることは大事だと思いますので、もう1回改めて整理のほうを

お願いします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ちょっと時間をオーバーしていますので、ここで今回の会議は閉めたいと思います。まだ終わ

っていないところがございますので、この後のことについて、事務局から整理してもらっていいです

か。

【事務局】 今日で大きな項目の1と、大きな項目2の②以外は一応仮確定というような形でよろし

いかなと。次回、最終的には本確定というような形で、②に関しては持ち帰らせていただくという

ことでよろしいでしょうか。

【綿会長】 協議会としてはよろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。

では、次回は2月6日（火）市役所の3階第1・第2会議室にて行います。この1つ上の階です。

よろしくお願いたします。

また、3月なんですけれども、3月28日を仮確定とさせていただいていたんですけれども、こち

らで確定とさせていただきますので、御参加をよろしくお願いいたします。

【<sup>わたかいちょう</sup>綿会長】 <sup>がつ</sup>3月<sup>にち</sup>28日、<sup>みな</sup>皆さん、<sup>ごしゅっせき</sup>御出席<sup>よてい</sup>の予定を<sup>じかい</sup>して<sup>がつ</sup>いただく<sup>にち</sup>のと、<sup>じかい</sup>次回が<sup>がつ</sup>2月<sup>にち</sup>6日になりますの

で、<sup>ねが</sup>よろしく<sup>おも</sup>お願いしたい<sup>おも</sup>と思います。

すみません。ちょっとオーバーしましたが、<sup>だい</sup>第<sup>かい</sup>15回はこれで<sup>しゅうりょう</sup>終了<sup>おも</sup>したいと思います。どう

もありがとうございました。<sup>つか</sup>お疲れさまでした。